竹富町

障がい者計画及び第６期障がい福祉計画
・第２期障がい児福祉計画

令和３年３月

沖縄県　竹富町

〇竹富町障がい者計画及び第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画における「害」の取り扱いについて

法律用語等以外で用いられる「障害者」の「害」については、「ひと」を指し示す固有名詞として使用する場合において、「障がい者」等のようにひらがな表記とします。また、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」においても、ひらがな表記とします。

はじめに

竹富町では、障がいのある人もない人もいきいきとした社会生活を営むことができる環境づくりを進めるために、「結（ゆい）のこころで、すべての人にやさしいまち・竹富町」を基本理念に掲げております。その実現をめざし、障害者総合支援法や児童福祉法の改正及び見直し等を踏まえつつ、３か年ごとに障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しに取り組んでまいりました。

本計画において、「障がい者計画」は障がいのある人の福祉に関する施策全般を位置づけており、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスの提供見込みや支援の充実に関わる数値を設定しております。「障がい児福祉計画」は、障がい児の通所及び相談等にかかる支援を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。本計画の見直しにあたり、幅広い障害福祉施策の指針を示すものと定め、第６期及び第２期として令和３年度から令和５年度までの目標を一体的に策定しております。

地域ごとに特色のある社会生活が営まれている本町は、支え合いやお互いに協力し合うこころである「結（ゆい）まーる」が息づいており、障がいのある人もない人もお互いを理解し支え合い、見守り、見守られ、共に生きるという意識が醸成された共生社会をめざしてまいります。

支援を必要とする町民が自主的、主体的にさまざまな活動に参加することで自分らしく、生き生きとした社会生活を営むことができる環境づくりに取組み、本計画に掲げられた施策の基本指針に基づいた障害福祉事業の推進を図ってまいります。

また、コロナ禍と表現される新型ウイルスの世界的な感染拡大等においては、日常生活の各場面で一定以上の距離を保つことなどを含めた「新たな生活様式」が定着しつつあります。本計画においては、各地域の特性や課題等を踏まえた情報提供体制の在り方や、感染症の予防対策の周知、サービス提供に関わる各機関・団体との連携及び支援等を「感染症対策の推進」として盛り込むことで取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ活発なご審議や貴重なご意見を賜りました策定委員会の皆さま、並びにアンケート調査等にご協力いただきました皆さま、関係機関の皆さまに対し、深く感謝の意を申し上げます。

令和３年３月

竹富町長　西大舛　髙旬

目　次

第１章　計画策定にあたって..... 1
１　計画策定の前提..... 1
２　障がい福祉計画に関するこれまでの動きと基本指針の見直しの方向性..... 2
３　関連計画との位置づけ..... 5
４　計画の期間..... 5
５　計画の策定体制..... 6
第２章　計画の基本的な考え方..... 7
１　計画の理念..... 7
２　計画の基本姿勢..... 8
３　基本目標..... 9
４　施策の体系..... 10
第３章　障がい者及び障害福祉の状況..... 11
１　障がいのある町民を取り巻く状況..... 11
２　障害福祉サービスの実績..... 17
３　現計画の評価..... 22
第４章　障がい者施策の推進..... 29
基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現..... 29
基本施策１：障がいのある町民に対する理解と権利擁護の推進..... 29
基本施策２：社会参加の充実..... 32
基本施策３：地域における見守り・支え合いの推進..... 34
基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり..... 35
基本施策１：障害の早期発見と医療受診への支援..... 35
基本施策２：切れ目のない保育・教育に対する支援の充実..... 37
基本施策３：就労環境の充実..... 39
基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり..... 41
基本施策１：自立生活を支援する基盤整備の推進..... 41
基本施策２：すべての人にやさしいまちづくりの推進..... 44
第５章　第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画..... 47
１　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における国の基本的な考え方..... 47
２　第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の評価..... 48
３　第６期障がい福祉計画における成果目標の設定（令和５年度末の目標）..... 56
４　障害福祉サービス等の見込み量の設定..... 61
５　地域生活支援事業の見込み量の設定..... 69
６　第２期障がい児福祉計画における成果目標の設定..... 73

資料編

１　アンケート調査結果 79
２　竹富町障がい福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要綱 101
３　竹富町障がい者計画及び第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画
策定委員会名簿 103

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の前提

(1)計画策定の経緯

本町では、障がいのある町民の福祉に関する施策を示した「障がい者計画」と障害福祉サービスの提供見込み量等を示した「障がい福祉計画」について３年を１期として策定しています。

今回の見直しは、前期の「障がい者計画」と「第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画」の計画期間が平成 30 年度から令和２年度であるため、令和２年度において両計画を同時に見直します。

(2)計画の法的位置づけ

1)障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

①障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がいのある人のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として位置づけられます。

> 障害者基本法第 11 条第３項
> 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい者計画における推進施策の一部を包含するものとして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として位置づけます。したがって、計画に掲げる基本理念、基本目標等は障がい者計画の内容を受け継ぐものとします。

> 障害者総合支援法第 88 条
> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

③障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づく「市町村障害児福祉計画」として障害児通所支援及び指定通所支援又は、指定障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにする事を目的としています。

児童福祉法第 33 条 20 及び第 33 条の 22

平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

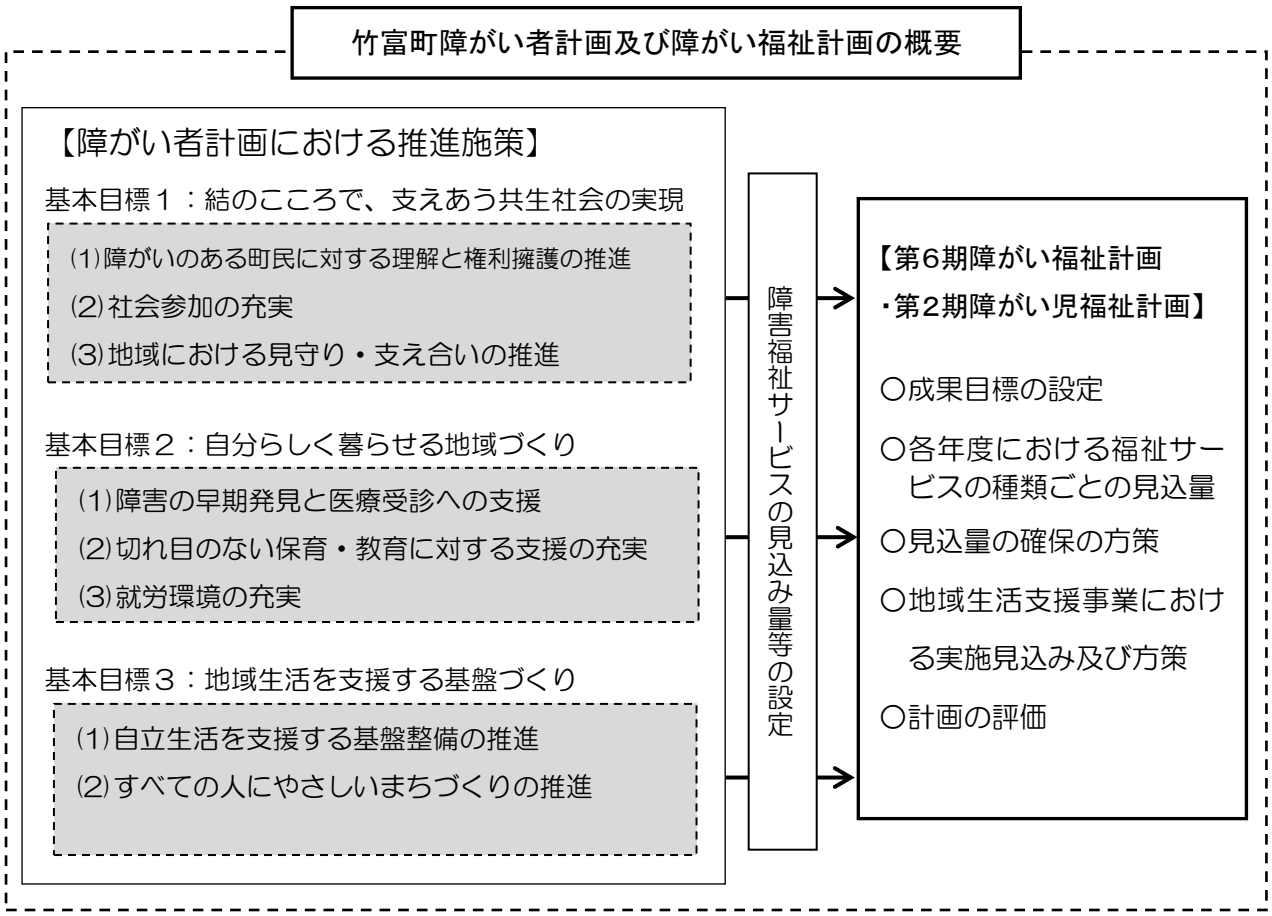

2　障がい福祉計画に関するこれまでの動きと基本指針の見直しの方向性

第６期障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係わる基本指針の見直しの方向性

第４期障害福祉計画【平成27年度～平成29年度】
○障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標年とした計画

第５期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画【平成30年度～令和2年度】
○障害者総合支援法の３年後の見直し等を踏まえ、令和２年度を目標年とした計画

最近の施策の動き
○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.04施行）
・自立生活援助の創設　・就労定着支援の創設　・高齢者障害者の介護保険サービスの円滑な利用　・障害福祉計画の策定　・医療的ケアを要する障害児支援
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための手引き（H31.03）
○障害者雇用促進法の改正　○読書バリアフリー法の制定　○農福連携等推進ビジョン
○就学の障害児の発達支援無償化（R01.10.1）

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画【令和３年度～令和５年度】
○障害者総合支援法、児童福祉法の基本指針に即して、令和５年度を目標年とした計画

計画見直しのポイント（成果目標と活動指標の変更）

①福祉施設の入所者の地域生活への移行（地域における生活の維持及び継続の推進）
【地域生活移行者の増加】（近年の移行者数の減少を踏まえる）
・H28年度から９％以上の地域移行⇒**令和元年度末の施設入所者の６％以上が地域生活へ移行**
【施設入所者の削減】
・H28年度から２％以上削減⇒**令和元年度から1.6%以上削減**

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
【精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数】の設定（**316日以上**）
【精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満】　**1年以上長期入院患者数の設定**
【精神病床における早期退院率】
・入院後3ヶ月時点：69%以上　・入院後6ヶ月時点86%以上　・入院後1年以上時点92%以上

③障害者の地域生活への支援
【地域生活支援拠点等における機能の充実】
・１つ以上の地域生活拠点等の確保、年１回以上運営状況の検証、検討

④福祉施設から一般就労への移行等
【福祉施設から一般就労への移行等】
・令和元年度の一般就労への移行実績　**1.5倍⇒1.27倍へ**
・令和元年度の一般就労への移行実績の**就労移行支援1.3倍以上**
・令和元年度の一般就労への移行実績の**就労継続支援Ａ型を1.26倍以上**
・令和元年度の一般就労への移行実績の**就労継続支援Ｂ型を1.23倍以上**
【職場定着率の増加】
・一般就労移行する者の7割が就労定着支援事業を利用
・就労定着率が８割合以上の事業所を全体の7割以上とする

⑤障害児支援の提供体制の整備等
【児童発達支援センターの配置及び保育所等訪問支援の充実】
・児童発達支援センターの1カ所以上の整備
・すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デーサービス事業所1カ所の確保】
・各市町村に1カ所以上の確保（圏域での確保も可）
【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
・令和５年までに保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーター配置を基本とする（市町村は圏域での設置も可）

⑥相談支援体制の充実
・総合的、専門的な相談支援の充実及び地域の相談支援体制の充実強化向けた体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質の向上を図る取組に係る体制の構築
【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】
・障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する

■第６期障がい福祉計画より新たに設定された項目

〇相談体制の充実・強化に向けた体制を確保

〇障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築

■基本指針に上げられる成果目標以外の検討項目

〇障害者虐待の防止

〇意思決定の支援の促進

〇障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

〇障害を理由とする差別の解消の推進

〇利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

〇依存症対策の推進

〇発達障害者支援の一層の充実

3　関連計画との位置づけ

本計画は、竹富町総合計画における障害福祉分野の基本指針に基づくものとし、福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つものとします。

障がい者に対する施策全般を位置づけるとともに、障がい者の生活支援の充実に係わる数値目標を設定するものとして、「障がい者計画」と「第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

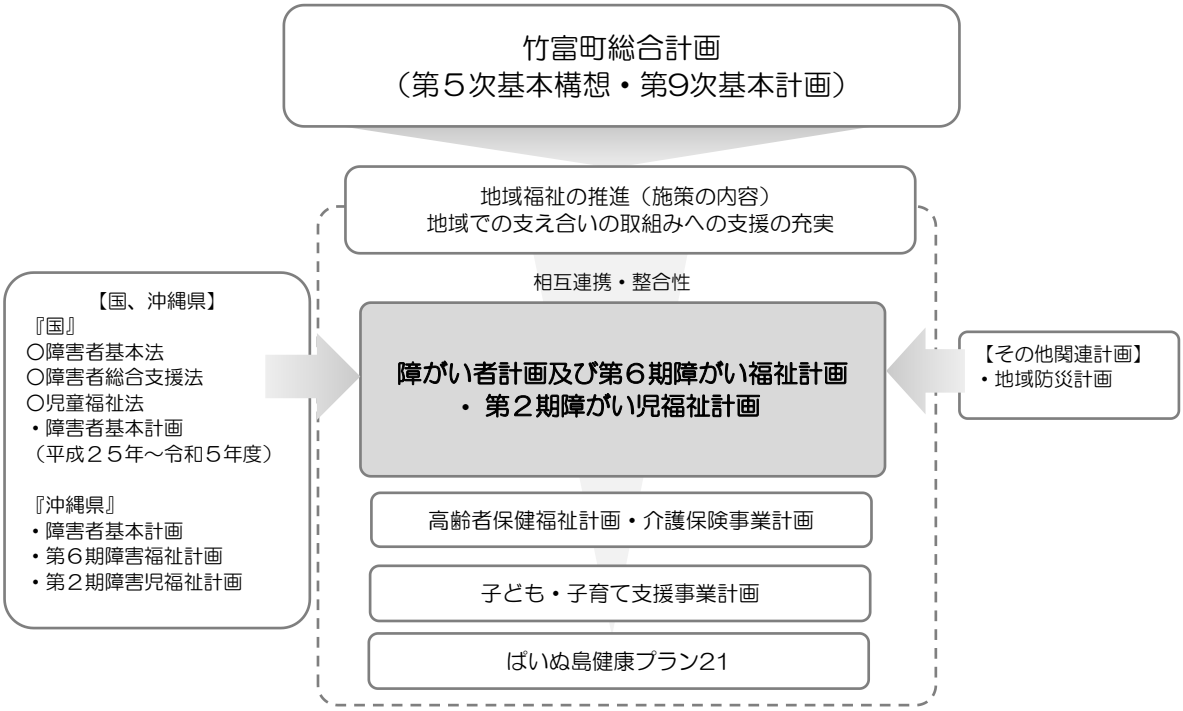

4　計画の期間

障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間は３年を１期としており、計画期間を次の通りとします。

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
障がい者計画（計画期間３年）	計画見直し	第６期障がい者計画		計画見直し	第7期障がい者計画		計画見直し
第6期障がい福祉計画（計画期間3年）	計画見直し	第６期障がい福祉計画		計画見直し	第7期障がい福祉計画		計画見直し
第2期障がい児福祉計画（計画期間3年）	計画見直し	第２期障がい児福祉計画		計画見直し	第3期障がい児福祉計画		計画見直し

5　計画の策定体制

(1)計画策定の組織体制

①竹富町障がい者計画及び第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画策定委員会の設置

障害福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障害福祉に関する事業に従事する者等を構成員とした策定委員会を設置し計画案の検討・審議を行います。

(2)計画策定への障がい者の参加

計画の策定においては、アンケート調査や障害者団体等に対するヒアリングを通じて、計画策定への障がい者の参加とニーズの把握を行います。

①アンケート調査の実施

障害者手帳所持者、特定医療費（指定難病)、自立支援医療等の受給者証をお持ちの方を対象に、日常生活における生活課題、障害福祉サービスの利用状況や今後の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施します。

②障害者団体等へのニーズ等の把握

障害者団体等に対し障がいのある方の介護、日常生活、社会参加、就労等の問題点、今後実施が望まれる施策等に関する意見等を把握します。

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画の理念

本町では、各地域を単位として社会生活が営まれ、お互いが協力し、支え合うというユイマール（結という相互扶助機能）が息づいており、地域における福祉活動や事業にも受け継がれています。

障がいのある町民が、地域の中で安心して暮らしていくためには、町民一人ひとりの立場を尊重しながら、お互いを理解し支え合い、見守り、見守られ共に生きるという意識が醸成された共生社会であることが必要となります。

多様な社会参加の機会が均等に保障された地域の中で、生活の質を高め自立していくための支援を“結”のこころで結ばれたすべての町民とともに、継続的に取組みます。

また、障がいのある町民が自主的、主体的にさまざまな活動に参加することで自分らしく、いきいきとした社会生活を営むことができる環境づくりに向けた取組みを進めます。

総合計画将来像【目指す姿】

島々の誇りと個性がきらめき、大自然と文化と暮らしが響きあう町

～海ぬ美しゃとともに生きる安全・安心のぱいぬ島～

障がい者福祉

地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の理念

“結”のこころで、すべての人にやさしいまち・竹富町

2　計画の基本姿勢

基本姿勢１
障がいのある人もない人もお互いに尊重し合うまちづくり

障害があっても、なくてもお互いに理解しあい、それぞれの人格と個性を尊重し合う環境（ノーマライゼーション）づくりが必要です。

障がいのある町民の行動を制約する障壁の除去（バリアフリー)、障害を理由とした差別の解消や障がいのある人がその人らしく生活していくための※合理的配慮の提供に向けすべての町民の理解と協力を得ながら福祉施策を進めていきます。

※合理的配慮：平等に人権を享受し行使できるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための調整や変更のこと。

基本姿勢２
地域資源を有効活用し、地域に根差したサービスをつくる

一町多島という地理的条件下にある本町は、障害のある町民の多様なニーズに十分に対応できるサービス提供基盤を確保することが一部困難な状況にあります。

そのため、これまで培ってきた地域の福祉活動、地域住民、関係団体、ボランティア等の多様な主体によって地域課題を解決していくための仕組みづくりや、地域資源を最大限に活用し、地域に根差した共生サービスを提供する体制づくりを進めていきます。

基本姿勢３
障がいのある町民が自ら力をつけることを支援する

障害のある町民自らが、地域の中で自分らしい生き方を実現していくための力を身につけていくことを積極的に支援します。

障がいのある町民の積極的な社会参加と主体的な地域移行を促進し、社会の一員としての役割を担いつつ、障害の状況や状態に応じ、自らの能力を最大限に発揮する機会を確保します。

3　基本目標

本計画に掲げられた、基本理念の達成に向け、障がい者施策を総合的に推進するため、以下の基本目標を設定します。

基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現

障害に対する偏見と差別を持たず、お互いに理解し合い住み慣れた地域の中で暮らしていくことができるように、多様な交流機会を通して、障害に対する正しい理解や認識を深める福祉教育や地域活動を推進します。

また、障がいのある町民の人権を尊重しながら、従来型のサービスの「受け手」、「担い手」という関係を超えて、障がいのある人もない人も、お互いを支え合う地域活動に「我が事」として参加する仕組みをつくるなど、ともに生きる共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり

障がいのある人もない人も、地域の中で自分らしく生活の質を高めながら暮らすことができる地域づくりが必要です。

障がいのある町民が、地域社会の中で働き、学び、交流する等のあらゆる場面で平等な社会参加機会を確保することにより、障がいのある町民が自ら持っている力を生かし、主体的な社会生活を送ることができる仕組みづくりに取組みます。

基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域を基盤として必要とする支援を受けながら、暮らし続けることができる社会であることが必要です。

地域生活を営むための多様な問題解決をサポートするために必要なサービス基盤を整備するとともに自然災害や防犯対策、感染症対策等を含め安全・安心感に支えられた暮らしを保障するセーフティネットの充実に努めるなど、自立生活を実現できる環境づくりに取組みます。

4　施策の体系

計画の基本理念　“結（ゆい）”のこころで、すべての人にやさしいまち・竹富町

計画の基本姿勢
- ○障がいのある人もない人もお互いに尊重し合うまちづくり
- ○地域資源を有効活用し、地域に根差したサービスをつくる
- ○障がいのある町民が自ら力をつけることを支援する

基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現

- １　障がいのある町民に対する理解と権利擁護の推進
  - (1) 広報・啓発活動の推進
  - (2) 差別解消の推進
  - (3) 虐待防止対策の推進
  - (4) 権利擁護の推進
- ２　社会参加の充実
  - (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
  - (2) 文化・芸術活動の充実
  - (3) 多様な社会参加機会の充実
- ３　地域における見守り・支え合いの推進
  - (1) 地域の福祉人材の確保・育成
  - (2) 関係団体・関係機関のネットワークの構築
  - (3) 地域生活支援拠点等の充実

基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり

- １　障害の早期発見と医療受診への支援
  - (1) 障害の予防と早期発見・対応
  - (2) 医療受診への支援
- ２　切れ目のない保育・教育に対する支援の充実
  - (1) 切れ目のない支援体制の充実
  - (2) インクルーシブ教育の推進
- ３　就労環境の充実
  - (1) 就労に対する支援の充実
  - (2) 福祉的就労支援の充実

基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり

- １　自立生活を支援する基盤整備の推進
  - (1) 相談支援及び情報提供体制の充実
  - (2) 地域生活を支えるサービス提供基盤の整備
  - (3) 精神障害に対応した支援の充実
  - (4) 経済的支援の充実
- ２　すべての人にやさしいまちづくりの推進
  - (1) バリアフリーのまちづくり
  - (2) 移動・交通環境の充実
  - (3) 住宅確保対策
  - (4) 防災及び防犯対策の充実
  - (5) 感染症対策の推進

第３章　障がい者及び障害福祉の状況

１　障がいのある町民を取り巻く状況

(1)総人口の推移

本町の総人口は、平成 29 年以降微増で推移し令和２年には 4,238 人となっています。

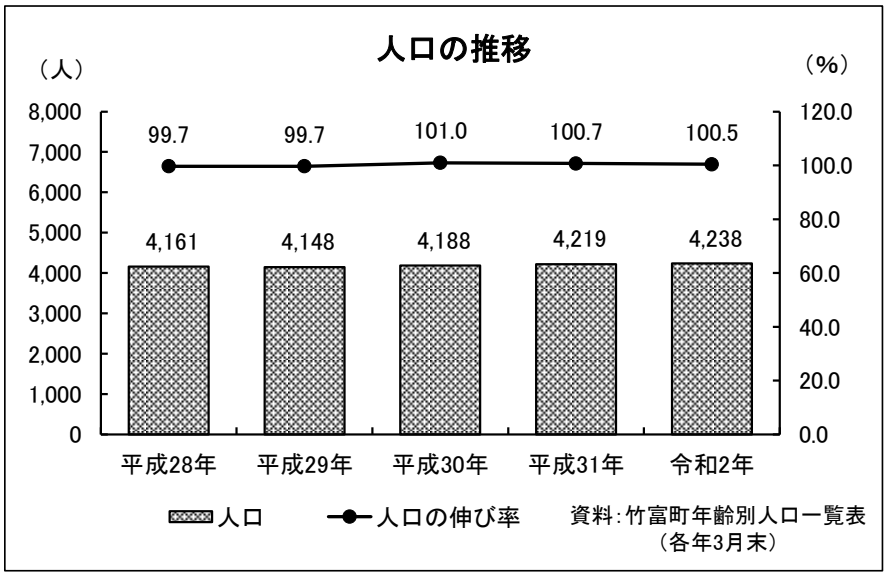

(2)人口動態

平成 28 年以降の人口動態をみると、平成 30 年には町内に転入する人が大きく増加する社会動態（転入－転出）となっていましたが、令和元年には町外に転出する人が多い社会動態が自然動態（出生－死亡）を上回る結果となり、人口増が鈍化する傾向にあります。

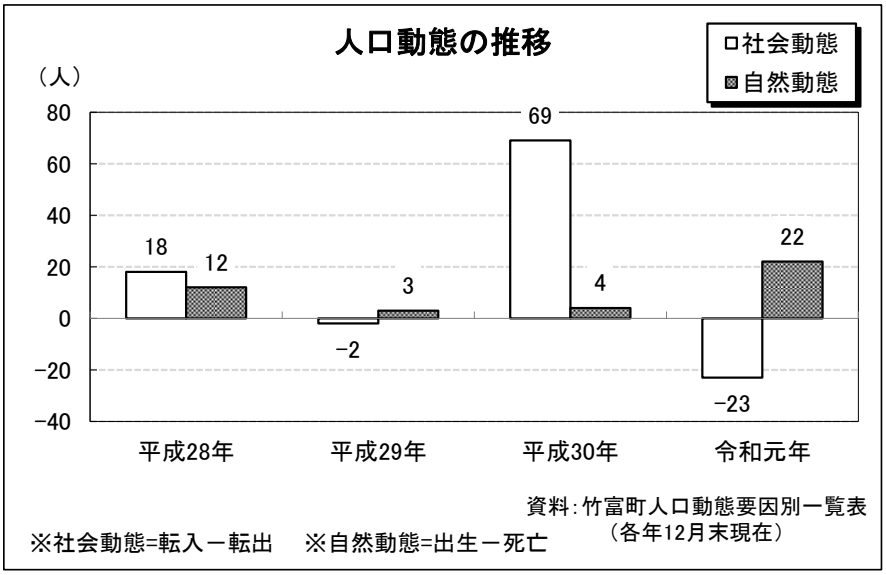

(3)年齢構成

令和２年（３月末）の年齢構成をみると、15 歳未満の年少人口比率が 17.0%、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口比率が 59.9%、65 歳以上の老年人口比率が 23.2%となっています。

年齢構成の推移をみると平成 30 年まで減少傾向にあった年少人口比率が増加に転じる一方で、生産年齢口比率が減少、老年人口比率は増加で推移しており、本町においては超高齢社会が進展しています。

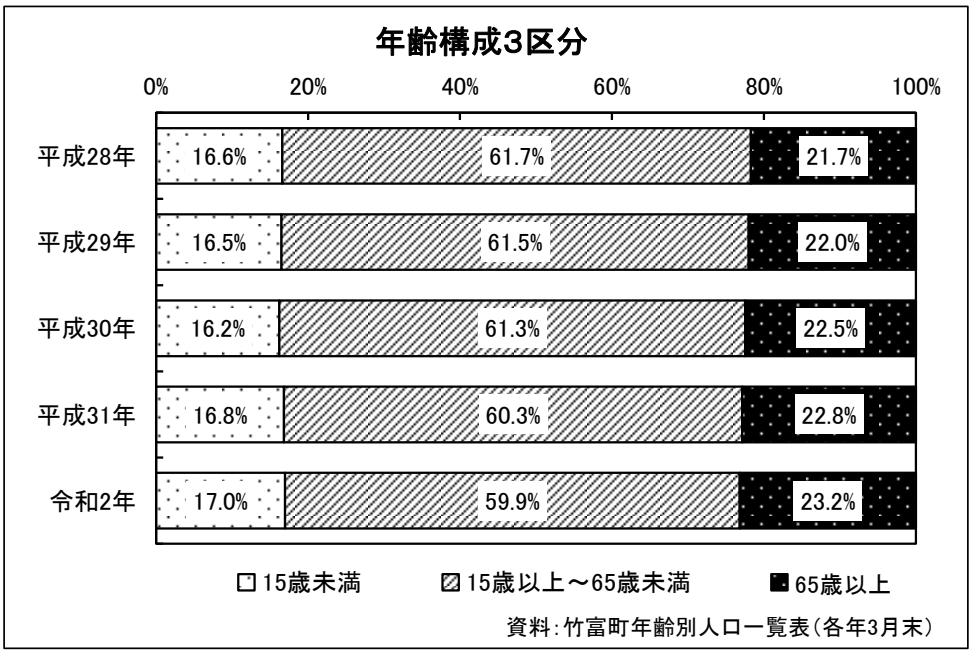

(4)障がい者の状況

１）障がい者総数の推移（障害者手帳所持者数の推移）

令和２年（３月末）における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）所持者の総数は、総人口（4,238 人）の 5.2%を占める 219 人となっています。

このうち身体障害者手帳所持者数が手帳所持者総数の 73.5%を占める 161 人、療育手帳所持者が 32 人（14.6%）、精神保健福祉手帳所持者が 26 人（11.9%）となっています。

障がい者数の推移（障害者手帳所持者）

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児)総数	245	100.0%	233	100.0%	228	100.0%	210	100.0%	219	100.0%
身体障がい者(児)数	186	75.9%	179	76.8%	171	75.0%	155	73.8%	161	73.5%
知的障がい者(児)数	30	12.2%	29	12.4%	29	12.7%	27	12.9%	32	14.6%
精神障がい者(児)数	29	11.8%	25	10.7%	28	12.3%	28	13.3%	26	11.9%
竹富町総人口	4,161		4,148		4,188		4,219		4,238	
障がい者(児)総数の割合	5.9%		5.6%		5.4%		5.0%		5.2%	
身体障がい者(児)数の割合	4.5%		4.3%		4.1%		3.7%		3.8%	
知的障がい者(児)数の割合	0.7%		0.7%		0.7%		0.6%		0.8%	
精神障がい者(児)数の割合	0.7%		0.6%		0.7%		0.7%		0.6%	

資料：福祉支援課

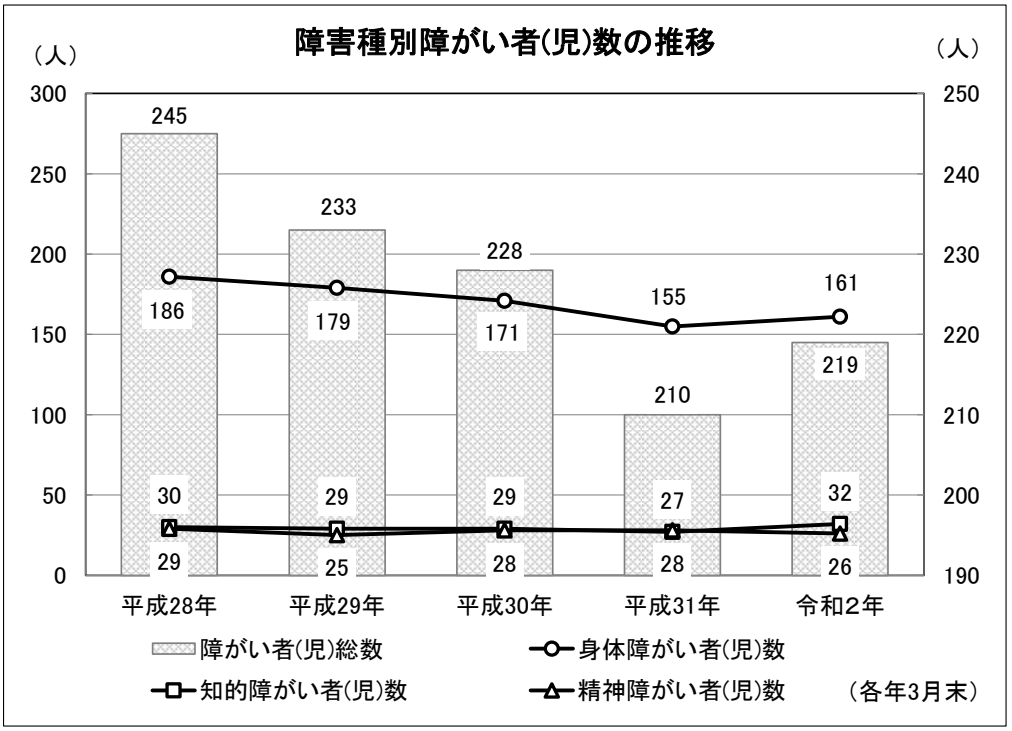

２）障がい者、障がい児別の推移

令和２年（３月末）の障がい者（18 歳以上）数は 215 人、18 歳未満の障がい児数は４人となっています。

障害種別にみると、身体障害では障がい者が 160 人、障がい児が１人となっています。

知的障害では、障がい者が 29 人、障がい児が３人、精神障害では障がい者が 26 人となっています。

障がい者、児別の推移（障害者手帳所持者）

		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　計	総　数	245	100.0%	233	100.0%	228	100.0%	210	100.0%	219	100.0%
	障がい児	3	1.2%	4	1.7%	3	1.3%	3	1.4%	4	1.8%
	障がい者	242	98.8%	229	98.3%	225	98.7%	207	98.6%	215	98.2%
身体障がい者	総　数	186	100.0%	179	100.0%	171	100.0%	155	100.0%	161	100.0%
	18歳未満	2	1.1%	2	1.1%	2	1.2%	2	1.3%	1	0.6%
	18歳以上	184	98.9%	177	98.9%	169	98.8%	153	98.7%	160	99.4%
知的障がい者	総　数	30	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	27	100.0%	32	100.0%
	18歳未満	1	3.3%	2	6.9%	1	3.4%	1	3.7%	3	9.4%
	18歳以上	29	96.7%	27	93.1%	28	96.6%	26	96.3%	29	90.6%
精神障がい者	総　数	29	100.0%	25	100.0%	28	100.0%	28	100.0%	26	100.0%
	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	18歳以上	29	100.0%	25	100.0%	28	100.0%	28	100.0%	26	100.0%

資料：福祉支援課

３）身体障がい者の障害種別の推移

令和２年（３月末）における身体障がい者の障害種別をみると「肢体不自由」が総数の 47.8％を占める 77 人で最も多くなっています。

次いで「聴覚・言語障害」が 37 人（23.0％）、「内部障害」が 34 人（21.1％）、「視覚障害」が 13 人（8.1％）となっています。

経年的な推移をみると「視覚障害」、「聴覚・言語障害」は減少傾向にありますが「内部障害」、「肢体不自由」が微増で推移しています。

身体障がい者の障害種別の推移

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	186	100.0%	179	100.0%	171	100.0%	155	100.0%	161	100.0%
視覚障害	16	8.6%	15	8.4%	15	8.8%	15	9.7%	13	8.1%
聴覚・言語障害	42	22.6%	42	23.5%	35	20.5%	34	21.9%	37	23.0%
肢体不自由	90	48.4%	85	47.5%	81	47.4%	73	47.1%	77	47.8%
内部障害	38	20.4%	37	20.7%	40	23.4%	33	21.3%	34	21.1%

資料：福祉支援課

４）障がい者等級別の推移

①身体障がい者の等級別の推移

令和２年（３月末）における身体障がい者の等級別の状況をみると「４級」が総数の 24.8%を占める 40 人で最も多くなっています。

次いで「１級」の 34 人（21.1%）、「２級」の 29 人（18.0%）、「６級」の 26 人（16.1%）、「３級」の 22 人（13.7%）、「５級」の 10 人（6.2%）となっています。

身体障がい者の等級別の推移

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　　計	186	100.0%	179	100.0%	171	100.0%	155	100.0%	161	100.0%
1　級	39	21.0%	36	20.1%	36	21.1%	35	22.6%	34	21.1%
2　級	35	18.8%	35	19.6%	32	18.7%	27	17.4%	29	18.0%
3　級	31	16.7%	29	16.2%	26	15.2%	23	14.8%	22	13.7%
4　級	46	24.7%	44	24.6%	44	25.7%	37	23.9%	40	24.8%
5　級	8	4.3%	9	5.0%	11	6.4%	10	6.5%	10	6.2%
6　級	27	14.5%	26	14.5%	22	12.9%	23	14.8%	26	16.1%

資料：福祉支援課

②知的障がい者の等級別の推移

令和２年（３月末）における知的障がい者の等級別状況をみると「中度（Ｂ１）」が総数の 43.8%を占める 14 人で最も多くなっています。」

次いで「軽度（Ｂ２）」の８人（25.0%）、「重度（Ａ２）」の７人（21.9%）、「最重度（Ａ１）」の３人（9.4%）となっています。

知的障がい者の等級別の推移

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　　計	30	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	27	100.0%	32	100.0%
最重度(A1)	2	6.7%	2	6.9%	2	6.9%	2	7.4%	3	9.4%
重　度(A2)	8	26.7%	8	27.6%	8	27.6%	8	29.6%	7	21.9%
中　度(B1)	11	36.7%	11	37.9%	12	41.4%	11	40.7%	14	43.8%
軽　度(B2)	9	30.0%	8	27.6%	7	24.1%	6	22.2%	8	25.0%

資料：福祉支援課

③精神障がい者の等級別の推移

令和２年（３月末）における精神障がい者の等級別状況をみると、「２級」が総数の 53.8%を占める 14 人で最も多くなっています。

次いで「１級」の８人（30.8%）、「３級」の４人（15.4%）となっています。

精神障がい者の等級別の推移

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　　計	29	100.0%	25	100.0%	28	100.0%	28	100.0%	26	100.0%
1　級	9	31.0%	7	28.0%	8	28.6%	8	28.6%	8	30.8%
2　級	14	48.3%	14	56.0%	15	53.6%	15	53.6%	14	53.8%
3　級	6	20.7%	4	16.0%	5	17.9%	5	17.9%	4	15.4%

資料：福祉支援課

5）障がい児の保育、教育状況

①障がい児保育の状況

令和２年（５月１日現在）の保育所における児童数は１名となっています。

障がい児保育の実施状況　　単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障がい児保育人数	1	1	1	1	1

資料：福祉支援課

②障がい児の教育

令和２年（５月１日現在）の幼稚園での在籍児童は０人となっています。

町立小学校にける特別支援学級における在籍児童数は７人、町立中学校で４人となっています。

障がい児教育の状況（特別支援学級在籍数）　　単位：人

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
幼稚園	児童数	0	0	0	0	0
小学校	学校数	11	11	11	11	11
	児童数	4	8	4	5	7
中学校	学校数	9	9	9	9	9
	生徒数	0	1	3	3	4
特別支援学校	在学数	－	－	－	－	－

各年5月1日現在　　資料：教育委員会教育課

令和２年における特別支援教育支援員の配置人数は幼稚園で２人、小学校で５人、中学校で３人となっています。

特別支援教育支援員配置状況　　単位：人

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
幼稚園	配置数	2	1	2	2	2
小学校	学校数	11	11	11	11	11
	配置数	5	5	4	3	5
中学校	学校数	9	9	9	9	9
	配置数	0	1	1	1	3

資料：教育委員会教育課

2　障害福祉サービスの実績

(1)介護給付

介護給付については「居宅介護（乗降介助除く）」、「生活介護」、「短期入所（福祉型）」「施設入所支援」の利用見込み量を上げています。

「生活介護」、「施設入所支援」の利用者数、利用量は、第５期における計画目標値を上回る結果となっていますが、「居宅介護（乗降介護を除く）」、「短期入所（福祉型）」については計画値を下回っています。

			第5期計画目標			第5期計画実績			第5期計画達成率		
サービス種別		活動指標	H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
			（目標）	（目標）	（目標）	（実績）	（実績）	（見込）			
介護給付	居宅介護（乗降介助除く）	利用者数	3	3	3	2	1	1	67%	33%	33%
		利用量	11	11	11	3	4	4	27%	36%	36%
	重度訪問介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	行動援護	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	同行援護	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	生活介護	利用者数	8	8	8	18	11	12	225%	138%	150%
		利用量	184	184	184	361	187	219	196%	102%	119%
	短期入所（福祉型）	利用者数	5	5	5	2	4	3	40%	80%	60%
		利用量	90	90	90	44	69	69	49%	77%	77%
	短期入所（医療型）	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	療養介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	施設入所支援	利用者数	8	8	8	16	8	9	200%	100%	113%

資料：福祉支援課

(2) 訓練等給付

訓練等給付については、「就労継続支援（A型)」、「就労継続支援（B型)」については利用者数、利用量ともに計画値を下回っています。

「共同生活援助（GH)」については令和元年度以降目標値を下回っています。

			第5期計画目標			第5期計画実績			第5期計画達成率		
サービス種別		活動指標	H30年度（目標）	令和元年度（目標）	令和2年度（目標）	H30年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（見込）	H30年度	令和元年度	令和2年度
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	0	0	0	0	1	1	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	21	22	－	－	－
	就労移行支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	就労継続支援(A型)	利用者数	2	2	2	0	1	0	0%	50%	0%
		利用量	46	46	46	0	9	0	0%	20%	0%
	就労継続支援(B型)	利用者数	16	16	16	13	12	12	81%	75%	75%
		利用量	268	268	268	216	197	199	81%	74%	74%
	共同生活援助(GH)	利用者数	6	6	6	6	4	4	100%	67%	67%
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	4	4	4	4	4	4	100%	100%	100%
	就労定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－

資料：福祉支援課

(3) 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス申請者を対象とした「計画相談支援」のみの見込み量を上げています。

「計画相談支援」は令和元年度に見込み量を大きく上回りますが、令和２年度（見込み）については目標値を下回ります。

			第5期計画目標			第5期計画実績			第5期計画達成率		
サービス種別		活動指標	H30年度（目標）	令和元年度（目標）	令和2年度（目標）	H30年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（見込）	H30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援	計画相談支援	利用者数	4	4	4	1	18	3	25%	450%	75%
	地域移行支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	地域定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－

資料：福祉支援課

(4)障がい児サービス

障がい児対象サービスは、児童発達支援と障害児相談支援の見込み量が上げられています。いずれのサービスも目標値を下回っています。

また、計画には計上していない「放課後等デイサービス」で令和元年度から１名の利用実績が上がっています。

			第5期計画目標			第5期計画実績			第5期計画達成率		
サービス種別		活動指標	H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
			（目標）	（目標）	（目標）	（実績）	（実績）	（見込）			
障がい児サービス	児童発達支援	利用者数	2	2	2	1	1	0	50%	50%	0%
		利用量	10	10	10	2	3	0	20%	30%	0%
	医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	放課後等デイサービス	利用者数	0	0	0	0	1	1	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	6	6	－	－	－
	保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
		利用量	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	障害児相談支援	利用者数	2	2	2	1	1	1	50%	50%	50%

資料：福祉支援課

(5) 地域生活支援事業の実施状況

①理解促進研修・啓発事業

１箇所での実施を見込んでいましたが、実績がないため、今後はさらなる研修や啓発活動の充実が求められます。

②自発的活動支援事業

令和２年度の実施見込となっていますが、実績がなく、障がい者自身やその家族が行う活動等に対しての支援の充実を図っていく必要があります。

③相談支援事業

障害者相談支援事業においては、自立支援協議会を立ち上げ相談支援体制やネットワークの構築を図るとしていますが、実施に至っていない状況です。

④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業

第５期計画では見込んでいませんが、制度の周知を図るとともに、その利用に向けた支援が必要となっています。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業において計画通りの事業実績となっています。

⑦日常生活用具給付等事業

「自立生活支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」については、令和元年度においては計画通り、令和２年度実績見込みについては計画値の２倍を見込んでいます。

「排泄管理支援用具」については、見込み量を上回る状況にあります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

令和２年度で見込んでいますが、利用実績がないため、今後はさらなる研修や啓発活動の充実が求められます。

⑨移動支援事業

利用者数、利用量ともに各年度計画値を下回っています。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

第５期計画では見込まれていませんが、各地域のニーズ把握や介護予防事業を含む地域との連携を図っていきます。

地域生活支援事業実施状況

事業名		第5期計画目標			第5期計画実績			第5期計画達成率		
		H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
		（目標）	（目標）	（目標）	（実績）	（実績）	（見込）			
(1)理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	1	1	1	0	0	0	0%	0%	0%
	実利用見込み者数	10	10	10	0	0	0	0%	0%	0%
(2)自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	0	0	1	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数	0	0	7	0	0	0	－	－	－
(3)相談支援事業										
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	0	0	0	－	－	－
基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
③ 住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
(6)意思疎通支援事業										
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載	実利用見込み者数	1	1	1	1	1	1	100%	100%	100%
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
(7)日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載										
① 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
② 自立生活支援用具	実利用見込み者数	1	1	1	0	1	2	0%	100%	200%
③ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	0	0	0	2	0	1	－	－	－
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	1	1	1	0	1	2	0%	100%	200%
⑤ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数	6	6	6	42	48	50	700%	800%	833%
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	－	－	－
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数	0	0	5	0	0	0	－	－	－
(9)移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載。	実利用見込み者数	3	3	3	2	2	1	67%	67%	33%
	延べ利用見込み時間数	156	156	156	129	141	60	83%	90%	38%
(10)地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み箇所数（自）	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	実利用見込み者数（自）	0	0	0	0	0	0	－	－	－

3　現計画の評価

(1)推進施策の評価（詳細については評価一覧表を参照）

基本目標１「結のこころで、支えあう共生社会の実現」

30 項目の推進施策があり、このうち 6 つの施策が未着手となっています。未着手施策は、スポーツレクリエーションメニューやスポーツ団体の育成、指導員等の人材の養成、学級講座の開催、障がいのある町民の主体的な活動支援ボランティア人材の育成等となっています。また、終了が 2 施策となっています。

基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
基本施策１　障がいのある町民に対する理解						
(1)広報・啓発活動の推進	**8**	**0**	**0**	**8**	**0**	**0**
①広報・啓発活動の強化	○			○		
②「障害者週間」、「障害者の日」周知徹底	○			○		
③障害を理由とした差別意識解消のための啓発活動の推進	○			○		
④人権擁護に対する啓発活動の推進	○			○		
⑤「人権の花」運動の推進	○			○		
⑥福祉教育の推進	○			○		
⑦ボランティア体験学習の充実	○			○		
⑧障がいのある児童・生徒との交流促進	○			○		
(2)障がいのある町民の権利擁護	**6**	**0**	**0**	**6**	**0**	**0**
①権利擁護に対する啓発活動の推進	○			○		
②成年後見制度の利用促進	○			○		
③日常生活自立支援事業	○			○		
④虐待防止に関わる普及・啓発活動の推進	○			○		
⑤虐待防止対策の充実	○			○		
⑥「竹富町障がい者虐待防止センター」の設立に向けた取組み	○			○		
基本施策２　多様な交流・社会参加機会の充実						
(1)スポーツ・レクリエーション活動の充実	**1**	**3**	**0**	**4**	**0**	**0**
①障がい者スポーツ大会等への参加促進	○			○		
②個々の障害に配慮したスポーツ・レクリエーションメニューの充実		○		○		
③指導員等の人材の養成・確保		○		○		
④スポーツ団体の育成		○		○		
(2)文化、芸術活動の促進	**3**	**1**	**0**	**4**	**0**	**0**
①文化、芸術活動にふれる機会の創設	○			○		
②学級・講座の開催		○		○		
③意思疎通支援事業の充実	○			○		
④八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携	○			○		

基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現　つづき

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
(3) 多様な社会参加への支援の充実	**4**	**2**	**2**	**6**	**0**	**2**
①多様な居場所づくりの推進	○			○		
②地域活動支援センターの設立			○			○
③障がい者デイケアの充実			○			○
④「精神保健福祉普及月間」における普及・啓発活動の推進	○			○		
⑤障がいのある町民の自主活動に対する支援		○		○		
⑥地域ボランティア人材の育成		○		○		
⑦意思疎通支援事業の充実	○			○		
⑧コミュニケーションを支援する福祉人材の育成	○			○		
計	**22**	**6**	**2**	**28**	**0**	**2**

基本目標２「自分らしく暮らせる地域づくり」

36 項目の推進施策があり、このうち 3 つの施策が未着手となっています。未着手施策は、介助者等の滞在支援、行政等による事業委託、地域活動支援センターの設置となっています。

基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
基本施策１　障害の早期発見と医療受診への支援						
(1)障害の予防と早期発見・対応	**7**	**0**	**0**	**7**	**0**	**0**
①生活習慣病等の予防対策	○			○		
②事故防止の普及・啓発	○			○		
③「精神保健福祉普及月間」における普及・啓発活動の推進（再掲）	○			○		
④乳幼児健康診査の充実	○			○		
⑤乳幼児健診の事後フォローの充実	○			○		
⑥療育相談の充実	○			○		
⑦発達支援システムの構築に向けた取組み	○			○		
(2)医療受診への支援	**4**	**1**	**0**	**5**	**0**	**0**
①地域医療体制の充実に向けた要請	○			○		
②専門医による巡回診療の充実	○			○		
③自立支援医療費及び重度心身障害者(児)医療費の周知と適正支給	○			○		
④医療費負担の軽減	○			○		
⑤介助者等の滞在支援		○		○		
基本施策２　障がいのある子どもの教育・保育環境の充実						
(1)障がいのある子どもの発達支援	**5**	**0**	**0**	**5**	**0**	**0**
①ペアレント・プログラムの実施	○			○		
②療育相談の充実（再掲）	○			○		
③ショートステイの充実に向けた取組み	○			○		
④発達相談の充実（すくすく相談）	○			○		
⑤障害児相談支援の充実	○			○		
(2)障がいのある子どもの教育・保育環境の充実	**7**	**0**	**0**	**7**	**0**	**0**
①障害児保育の体制づくり	○			○		
②保育所等訪問支援事業の実施	○			○		
③就学支援体制の充実	○			○		
④個別支援計画の充実	○			○		
⑤障害の特性に応じた教材教具の充実	○			○		
⑥ヘルパーの配置	○			○		
⑦学校におけるバリアフリー化	○			○		

基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり　つづき

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
基本施策３　多様な雇用の場の創設と就労支援の充実						
(1)就労支援体制の充実	8	0	0	8	0	0
①就労継続支援事業（A型）	○			○		
②就労継続支援事業（B型）	○			○		
③就労移行支援事業	○			○		
④就労相談支援の充実	○			○		
⑤雇用制度の周知と啓発活動の推進	○			○		
⑥職場環境のバリアフリー化	○			○		
⑦職場定着支援の充実	○			○		
⑧物品等の優先調達の検討	○			○		
(2)多様な雇用の場の創設	2	0	0	2	0	0
①地域資源を活用した事業の創設検討	○			○		
②企業に対する障害者雇用の啓発活動の推進	○			○		
(3)福祉的就労支援	0	2	0	2	0	0
①行政等による事業委託		○		○		
②地域活動支援センターの設置（再掲）		○		○		
計	33	3	0	36	0	0

基本目標３「地域生活を支援する基盤づくり」

41 項目の推進施策があり、このうち６つの施策が未着手となっています。未着手施策は、自発的活動支援事業やグループホームの整備のほか、防犯・防災対策の施策の４項目となっています。また、終了が１施策となっています。

基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
基本施策１　自立生活を支援する基盤整備の推進						
⑴相談支援体制の充実	**4**	**0**	**0**	**4**	**0**	**0**
①自立支援協議会の設立	○			○		
②障害者相談支援事業の充実	○			○		
③心のケア体制の確立	○			○		
④相談窓口、相談支援内容の周知活動の強化	○			○		
⑵サービス提供基盤の整備	**15**	**1**	**0**	**16**	**0**	**0**
①訪問系サービス：居宅介護	○			○		
②日中活動系サービス：生活介護	○			○		
③日中活動サービス：就労継続支援（A型）	○			○		
④日中活動サービス：就労継続支援（B型）	○			○		
⑤日中活動サービス：短期入所（福祉型）	○			○		
⑥居住系サービス：共同生活援助 (グループホーム)	○			○		
⑦居住系サービス：施設入所支援	○			○		
⑧その他サービス：計画相談支援	○			○		
⑨障がい児サービス：児童発達支援	○			○		
⑩障がい児サービス：障害児相談支援	○			○		
⑪理解促進研修・啓発事業	○			○		
⑫自発的活動支援事業		○		○		
⑬障害者相談支援事業（再掲）	○			○		
⑭意思疎通支援事業	○			○		
⑮日常生活用具給付等事業	○			○		
⑯移動支援事業	○			○		
⑶情報提供体制の確立	**2**	**0**	**0**	**2**	**0**	**0**
①情報のバリアフリー化	○			○		
②手話、要約筆記奉仕員の派遣 （意思疎通支援事業）	○			○		
⑷経済的支援の充実	**3**	**0**	**0**	**3**	**0**	**0**
①公的年金の支給	○			○		
②特別障害者手当の支給	○			○		
③医療費負担の軽減	○			○		

基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり　つづき

推進施策名	進捗状況			継続の有無		
	取組中	未着手	完了	継続	新規	終了
基本施策２　すべての人にやさしいまちづくりの推進						
(1)バリアフリーのまちづくり	2	0	0	2	0	0
①人にやさしいまちづくりの推進	○			○		
②わかりやすい案内表示の設置	○			○		
(2)移動・交通環境の整備	3	0	1	3	0	1
①船舶交通のバリアフリー化の促進	○			○		
②船舶による緊急搬送への対応	○			○		
③移動支援事業の充実	○			○		
④地域巡回バス導入の検討			○			○
(3)住宅確保対策	2	1	0	3	0	0
①町営住宅の環境整備	○			○		
②町営住宅募集上優遇措置	○			○		
③グループホームの整備の促進		○		○		
(4)防災及び防犯対策の充実	3	4	0	7	0	0
①防災、防犯意識の高揚	○			○		
②緊急通報システム装置の設置	○			○		
③「安心キット」の設置		○		○		
④多様な障害に配慮した緊急通報体制の拡充		○		○		
⑤防犯・防災活動の推進	○			○		
⑥避難体制の確立		○		○		
⑦「災害時要援護者登録台帳」の整備		○		○		
計	34	6	1	40	0	1

第４章　障がい者施策の推進

基本目標１　結のこころで、支えあう共生社会の実現

基本施策１：障がいのある町民に対する理解と権利擁護の推進

(1)広報・啓発活動の推進

1)障害に対する理解を促す啓発活動の推進

《推進事業の評価》

○パンフレットやポスターの掲示、配布等の啓発に努めています。

○アンケート調査によると、３年前と比べて障がい者に対する地域の理解・認識については、「何も変わらない」が 46.3%で最も多く、「深まっていると思う」が 25.9%、「低くなっていると思う」が 1.9%となっています。

《計画の方針》

○障害の範囲の見直しや対象となる疾病を拡大する等、多様な障害に対する理解が求められていることから、町民への理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

○障害のあるなしに関わらず、人は一人ひとり違って当たり前であること、障がい者（児）の「あるがまま」を受け入れることができるよう、多様な媒体の活用、講演会や障害者週間等による啓発活動を推進します。

2)福祉教育の推進

《推進事業の評価》

○福祉教育、障がいのある児童・生徒との交流促進については、関係機関等と連携して取組んでいます。

○ボランティア体験学習については、情報発信や講演会・研修会の開催等、社会福祉協議会等と連携した取組みが必要となっています。

○地域の中で、地域福祉活動を担う人材の育成や活動支援が課題となっています。

《計画の方針》

○障害に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を持つことがないよう、こころのバリアフリー化に向けた福祉教育を推進します。

○思いやりの心や多様性を学ぶことができるよう当事者団体、関係団体、学校等との連携や、特別支援学校との交流活動を推進します。

○障害について学ぶ機会を提供する取組みとして、認知症サポーター養成講座等と連携した研修会などの開催を図ります。

(2)差別解消の推進

《推進事業の評価》

○「人権の花」活動で各学校においての人権擁護に関する周知を実施しています。

○パンフレットやポスターの掲示、配布等の啓発活動を実施しています。

○アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「特にない」が 48.1%となっており、前回調査（「ない」の割合 41.0%）に比べ 7.1 ポイント改善されています。

《計画の方針》

○町内の各学校において人権擁護に関する「人権の花」活動を継続して実施します。

○障害に関わる内容を掲載したパンフレットやポスターの掲示や配布、町ホームページ等、多様な媒体を活用した広報・啓発活動に取組みます。

○障がいのある町民が、偏見や差別意識等によって、自由な社会参加の制約を受けることがないよう、関係機関（課）と連携し、広報・啓発活動内容の充実や福祉意識（こころのバリアフリー化の推進）を高める取組みを進めます。

(3)虐待防止対策の推進

《推進事業の評価》

○パンフレットやポスターの掲示、配布等を実施し、虐待に対する普及・啓発活動に努めています。

○「竹富町障がい者自立支援協議会」を主体として各方面等との連携を図り、虐待防止に向けた取組みを進めています。

《計画の方針》

○虐待は、人権を大きく侵害する行為であることを広く町民が理解していくことができるように、「障害者差別解消法」の周知と併せ、虐待防止に向けた啓発活動の充実に努めます。

○竹富町障がい者自立支援協議会や関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応策の充実や虐待防止に向けた地域支援ネットワークの構築を図ります。

(4)権利擁護の推進

《推進事業の評価》

○パンフレットやポスターの掲示、配布等の啓発に努めています。

○近隣市と情報連携を図りつつ、竹富町社会福祉協議会において日常生活支援や金銭管理等の支援を行っていますが、アンケート調査では日常生活自立支援事業の認知度が 38.9%程度にとどまっています。

○アンケート調査による成年後見制度の認知度については、「知らない」が 40.7%となっており、前回調査（「知らない」の割合 52.2%）に比べ 11.5 ポイント改善されています。

《計画の方針》

○本町においても、当事者や介助者等の高齢化の進展に伴う「親亡き後の介護」が大きな課題となっており、判断能力が十分でない方々の権利擁護を推進する観点から成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の周知や利用に対する支援の一層の充実を図ります。

○成年後見制度の利用を支援するため連携・ネットワークを構築するとともに、圏域を単位とした中核機関の立ち上げの検討を行います。

○「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」、「障害者差別解消法」の周知を図るとともに、障害を理由とした差別等の禁止に関する普及・啓発を進めます。

基本施策２：社会参加の充実

(1)スポーツ・レクリエーション活動の充実

《推進事業の評価》

○平成 29 年度から八重山地区障がい者スポーツ大会と美術展を隔年ごとに開催しています。

○障がいのある町民が、スポーツ・レクリエーションに親しむため、関係団体と連絡調整等を図る必要があります。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、生きがいを見出し生活の質を高めながら暮らしていくことができるよう、障害の程度や年齢、健康状態に応じて主体的に取組んでいくことができる環境づくりを進めます。

○障がいのある町民がスポーツ・レクリエーションを通し多様な社会参加を行うことができるよう、「八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会」と連携し、八重山地区の障害福祉ネットワークの構築を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の活性化に向けた取組みを進めます。

○関係機関等との調整、連携体制の強化に努め、個別の障害に配慮したスポーツ・レクリエーションプログラムの提供や指導者の育成、各種スポーツ大会への参加を促進します。

(2)文化、芸術活動の充実

《推進事業の評価》

○八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会と連携し、スポーツ大会や美術展の開催に取組んでいます。

○近隣市の社会福祉協議会と連携し、障がいのある町民の多様な社会参画を支援するため、手話通訳者等の派遣を行うなどコミュニケーション支援を実施しています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が文化、芸術活動を通して積極的な社会参加を行い、障がいのない町民との交流を深めながら、生涯を通して自己実現を果たしていくことができるよう、ともに楽しめるイベントの開催企画・立案等に向けた取組みを推進します。

○障がいのある人もない人も、ともに参加し文化や芸術に親しむ機会の創設や障がいのある町民の社会参加の一層の充実を図るため、コミュニケーション支援の充実に努めます。

(3)多様な社会参加機会の充実

1)多様な交流機会の提供と居場所づくりの推進

《推進事業の評価》

○居場所づくりについては、複合型福祉施設の整備を進めています。

○地域活動支援センターの設立は、関係機関との意見交換に向けた取組みが必要となっています。

○障がい者デイケアや自主活動は地区保健師、社会福祉協議会と連携し、実施内容の充実に努めています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が積極的に社会参画や地域交流等を行うことができるよう、地域活動支援センター的な役割をも担うものとして複合型福祉施設の整備を進めています。

○障がいのある町民が、主体的に地域行事等に参加し、多くの町民との交流機会を利用し多様な社会参加を行うことができるよう、関係機関、地区保健師、社会福祉協議会等と連携した交流イベントの企画・運営等に努め、障がいのある町民が参加しやすい環境づくりを進めます。

2)コミュニケーション支援の充実

《推進事業の評価》

○近隣市と連携して手話通訳者等のフォローアップ研修を開催し、奉仕員養成講座の周知を図るとともに、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会へ事業委託することで、意思疎通支援事業のさらなる充実に向けた取組みを進めています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、多様な機会を通して積極的に社会活動等に参加していくことができるよう、手話通訳者等の人材育成や意思疎通支援事業の充実に向けた取組みを進めます。

基本施策３：地域における見守り・支え合いの推進

【新規項目】

(1)地域の福祉人材の確保・育成

《計画の方針》

○障がいのある町民の多様な社会参加や日常生活等に関わる支援を行うことができるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の育成・確保に向けた情報提供や研修会・講演会等を実施します。

○同じ立場に立って障がいのある町民を支えるピアサポーター等の育成に向けた研修・人材の確保に努めます。

○障がいのある町民の各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができるように、専門性を活かしたサービスの提供や学習支援及び就労支援等を行うことができる人材の養成・確保に向けた取組みを関係機関等と連携して行います。

(2)関係団体・関係機関のネットワークの構築

《計画の方針》

○障がいのある町民の地域との関わりや多様な社会参加、生活の継続を支える福祉サービスの提供の充実を図るため、民生委員児童委員等をはじめ、さまざまな関係機関や団体等との連携を図る取組みを進めます。

(3)地域生活支援拠点等の充実

《計画の方針》

○障がい者等の高齢化、「親なき後」に備え、様々な地域資源を活用し緊急時における迅速な相談支援や受け入れ体制等の整備を行うなど、障がいのある町民の生活を地域全体で支える体制づくりに向けた取組みを進めます。

○介護者や障がいのある町民の緊急時の受け入れ等の必要な対応を行う機能については、八重山圏域を単位とした機能分担等の検討をすすめつつ、整備が進められている複合型福祉施設等において担うことができるように調整します。

基本目標２　自分らしく暮らせる地域づくり

基本施策１：障害の早期発見と医療受診への支援

(1)障害の予防と早期発見・対応

1)障害の予防対策

《推進事業の評価》

○「ぱいぬ島健康プラン 21」に基づき、生活習慣病等の予防対策、こころの健康づくり等に取組んでいます。

○身体障害種別では、内部障害の割合は減少（平成28年度25.6%、令和2年度15.6%）で推移しています。

○生活習慣病予防を図るための特定健診、特定保健指導の充実や受診率の向上に努め、障害となる要因の早期発見・早期対応に向けた取組みを進める必要があります。

《計画の方針》

○生活習慣病予防を図るため、特定健診、特定保健指導の充実や、関係機関と連携し、生活習慣の改善、こころとからだの健康づくりへの取組みを進めます。

○障害の要因となる事故防止に対する啓発活動や「精神保健福祉普及月間」を通した情報提供、相談支援の充実に向けた取組みを進めます。

○精神疾患等の認識不足により対応に遅れが出ないよう、支援の在り方について関係機関と連携した取組みを進めます。

2)障害の早期発見・対応

《推進事業の評価》

○特定健診や各種検診の受診環境を整えるとともに、疾病を要因とした障害の早期発見・早期治療へとつなぐ取組みを進めています。

○乳幼児健診後の気になる子どものフォロー等については、病院、保健師や保育所と連携して取組むとともに、育児者のメンタルフォローを行っています。

○適切な支援につなぐため関係機関と連携し、発達支援システムの構築に向けた取組みを進めています。

○県へ臨床心理士派遣要請を行うとともに、保育所等訪問支援事業によって専門的な支援及びアドバイス等を行っています。

《計画の方針》

○特定健診や各種検診の受診環境を整えるとともに、受診率向上対策を図るなど、疾病を要因とした障害の早期発見・早期治療へとつなぐ取組みを進めます。

○発達の遅れが気になる子どもの早期発見・早期対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健康診査等の充実を図るとともに、教育・保育機関や関係機関と連携しライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に向けた取組みを進めます。

○療育相談体制の充実に向けた取組みを進めるとともに、八重山圏域自立支援連絡会の療育・教育部会と連携した療育支援体制の充実を図ります。

(2)医療受診への支援

1)地域における医療受診体制の構築

《推進事業の評価》

○町立の竹富診療所、黒島診療所及び県立の小浜診療所、波照間診療所、大原診療所、西表西部診療所と連携し、障がいのある町民の健康管理や医療受診への対応を行っています。

○沖縄県専門医派遣巡回診療支援事業を活用して、専門医が２ヶ月に１回の巡回診療を実施しています。

○こころ科による巡回診療を実施していますが、地域における対応に係る支援が課題となっています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、身近な地域において、障害に関わる医療受診ができるよう、各地域の診療所と石垣市内の民間病院等を含めた医療機関との連携体制や診療体制の確立に向けた調整と要請を行います。

○身近な地域において専門的な治療を定期的に受診することができるよう、沖縄県専門医派遣巡回診療支援事業を活用し、専門医による巡回診療の充実に向けた取組みを進めます。

○精神障がいのある町民が病状悪化時に安心して医療受診ができるよう、関係機関と連携し、搬送体制の構築に向けた取組みを進めます。

2)医療受診における経済負担の軽減

《推進事業の評価》

○障害者手帳等の交付を受けた方に対し、医療受診のための船賃や航空運賃(半額)、宿泊等の助成を実施しています。

○介助者等の滞在支援など、町独自の医療費に関わる負担を軽減するための助成等の実現に向けて取り組んでいきます。

○医療費助成、自立支援医療に関する広報・啓発活動の充実や適正支給に努めています。

《計画の方針》

○島々で構成される本町においては、石垣市内や沖縄本島での医療受診を行うための移動費や滞在費を含めた経済的負担が大きいという課題を有していることから、町独自の支援として、医療受診のために船舶を利用する際の費用についての助成の充実に向けた取組みを進めます。

○介助者等の滞在支援など、町独自の医療費に関わる負担を軽減するための助成の検討を行うとともに、自立支援医療制度や医療費助成等に対する周知や適正な支給を行うなどの経済的支援を実施します。

基本施策２：切れ目のない保育・教育に対する支援の充実

(1)切れ目のない支援体制の充実

1)障がいのある子どもの療育支援

《推進事業の評価》

○八重山圏域での取組みとして、沖縄県発達障害者支援センターと連携し、市町村発達障害者支援体制サポート事業を活用したペアレント・プログラムや該当事業の普及・啓発のため、竹富町保育士研修会を実施しています。

○療育支援事業所、関係機関と連携して取組んでいます。

《計画の方針》

○県が実施する「市町村発達障害者支援体制サポート事業」と連携し、発達に遅れのある子どもの保護者が、子どもの特性や障害を理解し受け入れ、適正な支援を受けることができる体制づくりに取組みます。

○「新サポートノートえいぶる」を活用し、スムーズな情報の引継ぎや一貫したサポートを受けやすい体制づくりを整えます。

○障がいのある子どもが身近な地域での支援や集団生活への適応訓練、指導を受けられるよう、近隣市や事業者等と連携し、児童発達支援センターが持つ機能が利用できるような体制づくりに向けた取組みを進めます。

○地域の保育士や幼稚園教諭との連携を図り、それぞれの障害の特性や発達に応じた関わりができるよう支援の充実に向けた取組みを進めます。

○障がい児の状況に応じて、保育所等訪問支援の活用に向けた環境づくりに取組みます。

2)療育相談支援体制の充実

《推進事業の評価》

○県へ臨床心理士派遣要請を実施し、乳幼児健診等と併せ、発育、発達が気になる子どものすくすく相談を実施しています。

○八重山特別支援学校、障害児等療育支援事業所、相談支援事業所等、関係機関と連携し取組んでいます。

《計画の方針》

○地域の保育所や幼稚園等において、保護者が子どもの発達等を気軽に相談できる環境の一層の充実に努めます。

○相談支援事業所や関係機関との連携を図り、障がいのある子どもの心身の状況や保護者の意向等を踏まえた障害児相談支援体制の充実に向けた取組みを進めます。

(2)インクルーシブ教育の推進

1)障がいのある子どもの保育支援

《推進事業の評価》

○現在、状況に応じて障がい児保育を実施しています。

○専門員が町内すべての保育所を定期的に巡回し、専門的な支援およびアドバイスを行っています。

《計画の方針》

○障害の種類や程度に応じた適切な保育を実施することができるよう、専門員の定期巡回に向けた取組みを進めます。

○保育所等訪問支援を活用し、障がいのある子どもを中心とした見守りができるよう、各地域における受け入れ体制の充実に向けた取組みを進めます。

○障がいのある子どもの状況・状態に配慮し、療育・保育から教育に至る過程で、適正で一貫したサポート体制の一層の充実を図ります。

2)障がいのある児童・生徒の教育支援

《推進事業の評価》

○特別な支援が必要な児童・生徒の適切な就学を支援するため、児童・生徒の教育ニーズに応じた特別支援教育内容の充実に向けた取組みを進めています。

○児童・生徒の発達段階や実情に応じた教材の充実やヘルパーを配置することで児童・生徒の成長等に応じた教育支援を実施しています。

○学校生活の利便性向上、安全性の確保、学校施設のバリアフリー化等の整備が不十分となっています。

《計画の方針》

○障がいのある児童・生徒や保護者の意向を踏まえ、将来的な児童・生徒のニーズに対応した適正な就学ができる就学支援体制の充実に努めます。

○小中学校の特別支援学級や通常学級において、教育的な配慮が必要な児童・生徒に対し、より専門性を生かした教育的支援を図る観点から、特別支援学校との連携を図り、特別支援教育体制の一層の充実を図ります。

○障がいのある児童・生徒の個性を尊重し、資質や能力を伸ばしていくため、障害の特性や個々の状況等を考慮し適正な教育を提供するための基盤整備や教職員の資質の向上に向けた取組みを進めます。

○障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに配慮し、対応していくため、特別支援教育コーディネーターとの連携や、必要に応じた特別支援教育支援員等の配置を行うなど、障がいのある児童・生徒がともに学べる環境づくりに取組みます。

基本施策３：就労環境の充実

(1)就労に対する支援の充実

1)就労支援の充実

《推進事業の評価》

○就労継続支援事業として、障がいのある町民の状況に応じて「就労継続支援（Ａ型）」、「就労継続支援（Ｂ型）」を提供しています。

○自立支援協議会、相談支援事業者、関係機関等との連携により、障害の状況や健康状態等に合わせた就労を行うことができる環境づくりへの取組みが課題となっています。

《計画の方針》

○障害の特性や状況に応じて働くことができるよう、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）を提供します。

○「農福連携事業」を踏まえ、「農業」や本町の主要産業の１つである「観光産業等」と障がい者の就労機会のマッチングの在り方に対する取組みを進めます。

2)働き続けるための支援

《推進事業の評価》

○アンケート調査の結果から、障がい者が仕事をするために必要だと思うことは「経営者・職場の人が障害に理解があること」が 53.7％と多く、次いで「障がいにあった仕事内容であること」49.1％、「健康状態にあわせた働き方（通院ができる等）ができること」37.0％、「障がい者用の設備が整っていること」27.8％、「通勤手段が確保されていること」24.1％等があげられています。

○パンフレット等の配布やポスターの掲示を行い、障者雇用に関する協力と理解を求める活動を実施しています。

○障がいのある町民が安心して働き続けることができるよう、就労定着支援や職場環境のバリアフリー化の推進など、障害の特性に応じて働き続けることができる環境づくりに取組んでいます。

○障害者就労施設等からの物品調達を図るために必要な事項を定めた推進方針を策定し、実績の記録化を行っています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が健康状態に合わせて働き続けることができるよう、就労定着支援サービスの提供や一般就労に対するサポート体制の構築、職場における障がい者理解に向けた啓発活動の取組みを進めます。

○障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、障害者施設等からの物品等の調達に関する基本方針に即して優先的な物品調達を実施します。

○関係機関と連携し、企業主の理解と協力のもと就労の場の確保と安心して働くことができる条件整備に努めます。
○障がい者雇用の拡大を促進できるよう、ハローワークと連携し、「障害者雇用支援月間」等を活用して周知活動への取組みを進めます。

(2)福祉的就労支援の充実

《推進事業の評価》

○法制度に基づき、一般就労が困難な方に対して就労継続支援サービスを提供しています。
○就労継続支援Ｂ型事業所にて農業等を活用した就労機会の提供に向けた取組みを進めていますが、それ以外の福祉的就労機会の拡充に至っていない状況にあります。

《計画の方針》

○一般就労が困難な障がいのある町民においても、作業訓練や福祉的就労を通して生きがいのある生活を実現していくことができる就労環境の整備や就労継続支援サービスを提供します。
○個々の障害に応じた就労活動や創作的活動を行う場として、就労継続支援事業の充実を図るとともに、施設整備の設立に向けた取組みを進めます。

基本目標３　地域生活を支援する基盤づくり

基本施策１：自立生活を支援する基盤整備の推進

(1)相談支援及び情報提供体制の充実

《推進事業の評価》

○アンケート調査の結果では、悩みや困りごとを相談する相手は「家族・親族」が 59.3%となっています。

○多様な相談支援体制に基づく具体的な解決方策などを提言する組織として、自立支援協議会を設立しています。

○相談支援事業については、現在１事業所へ委託していますが、関係機関や自立支援協議会及び専門的な人材等との連携強化が課題となっています。

○障がいのある町民やその介護・介助にあたる人の悩みや困り事に対し、訪問や電話等による相談支援や関係機関等へつなぐ体制づくりを進めています。

○「竹富町子どもの発達支援ガイドブック」、「竹富町障がい福祉のしおり」を作成し、相談、サービス利用等についてわかりやすく情報提供を行うなどの周知活動の一層の充実に努めています。

○障害福祉に関する各種情報をできる限り必要としている人に提供するため、情報のバリアフリー化に向けた取組みを進めています。

○アンケート調査の結果から、福祉や医療及びその他必要な情報の入手先は、「家族・親戚」(43.5%)、「テレビ・ラジオ・新聞」(31.5%)、「町の広報誌やお知らせ」(30.6%)が多く、多様な媒体を活用した情報提供が課題となっています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、日々の生活や社会参加等のあらゆる場面で直面する多様な問題や悩み等について専門的な立場で相談に応じ、気軽に利用できるような支援体制の普及・啓発活動の充実に努めます。

○身近な場所で必要な情報提供や個々の状況に応じた課題解決支援を受けることができるよう、関係機関との連携を強化し地域での相談支援事業の充実を図ります。

○同じ立場に立って障がいのある町民を支えるピアサポート体制づくりに向けた取組みを進めます。

○定期的な巡回訪問を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整に向けた取組みを進めます。

○障害の特性に配慮した情報入手や活用ができるよう、町のホームページや広報誌、竹富町障がい福祉のしおりを活用した情報のバリアフリー化やわかりやすい案内表示板の整備に向けた取組みを進めます。

○ＩＴの利用による情報入手や在宅就労などに活用できるよう、関係機関と連携し、障害の特性に配慮した講演会の開催等、障がいのある町民のＩＴの利用に対する支援の取組みを検討します。

○障がいのある町民が、日常生活のなかで必要な情報を容易に取得できるよう、支援マップの内容の充実に向けた取組みを進めます。
○障がいのある町民とのコミュニケーションを確保するため石垣市社会福祉協議会、沖縄県聴覚情報センターに委託し、手話、要約筆記奉仕員を派遣して意思疎通支援事業の充実に努めます。

(2)地域生活を支えるサービス提供基盤の整備

《推進事業の評価》

《訪問系サービス》

○障がいのある町民に対し、在宅生活を支援していくため、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の充実に努めています。

《日中活動系サービス》

○福祉施設等において、障がいのある町民が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、日常生活上の介護（入浴、排せつ、食事等）やショートステイ等のサービスの充実に努めています。

《就労移行支援、就労継続支援》

○福祉施設から一般就労へ移行したい障がいのある町民や一般就労が困難な障がいのある町民に対し、就労に必要な訓練や就労の機会の提供の充実に努めています。

《居住系サービス》

○施設（グループホームを含む）に入所している障がいのある町民に対し、主に夜間、入浴、排泄、食事の介護を行うサービスの充実を図っています。

《地域移行支援等》

○地域生活への移行が可能な障がいのある町民の円滑な地域移行や生活の継続（定着支援）を支援するための事業の充実を図っています。

《障害児・障害者相談支援》

○障がいのある町民に対し、サービス事業者との連絡調整や情報提供等、関係機関と連携した問題解決のための支援の充実を図っています。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、地域を暮らしの場の中心として生活の質を高めながら住み続けることができるよう、必要なサービスを提供する体制づくりや基盤整備の取組みを行います。
○障がいのある町民の社会活動への参加や地域への移行を基本とした日常生活における自立を促していくため、サービス提供事業者や社会福祉協議会と連携し、地域生活支援事業や障害福祉サービス提供体制の確立に向けた取組みを行います。
○障がいのある町民や介助者等の高齢化の進展に対応できるよう、状況に応じたサービス提供体制や介護家族への支援体制の充実に努めます。

【新規項目】

(3)精神障害に対応した支援の充実

1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【新規項目】

（計画の方針）

○精神がいのある町民が地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域づくりを推進するための協議の場の運営に向けた取組みを進めます。

(4)経済的支援の充実

《推進事業の評価》

○障がいのある町民の経済的負担を軽減するため、公的年金の支給、各種手当、自立支援医療費の給付、重度心身障害者（児）医療費助成（医療費、入院時の食事療養費等）、医療診療に関わる渡航費等に対する助成を行っています。

《計画の方針》

○障がいのある町民の経済的負担を軽減するため、各種制度の適正な支給に努めます。

○各種制度や利用できる制度の周知を図るための啓発活動の充実に努めます。

基本施策２：すべての人にやさしいまちづくりの推進

(1)バリアフリーのまちづくり

《推進事業の評価》

○公共施設のバリアフリー化の推進、わかりやすい案内サインの検討など、ユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進しています。

《計画の方針》

○「沖縄県福祉のまちづくり条例」の基準に対応し、公共施設、公園、道路、住宅等における段差（障壁）の解消、わかりやすい案内表示の整備を行うなど、すべての町民が安全かつ快適に利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

○本町を訪れる多様な人や、障害の特性に応じた情報が得られるように、すべての人に配慮した案内表示機器の設置に向けた取組みを進めます。

(2)移動・交通環境の充実

《推進事業の評価》

○一町多島である本町においては、障がいのある町民の日常生活や社会参加等において、その移動を船舶に頼る場合が多い状況にあり、バリアフリー船舶の整備や障がいのある町民への優先席の設置、乗降サポートなどを実施しています。

○移動支援事業及び高齢者や障がい者の移動を支援する「お出かけサポート事業」を３事業所に委託し実施しています。

○巡回バス導入の検討については、地域の実情に応じて検討を行いましたが、巡回バス以外の事業を検討する必要があり、交通の利便性の向上に向けた検討が必要となっています。

《計画の方針》

○移動が困難な障がいのある町民に対し、公共交通機関としての要素が高い港、船舶に対するバリアフリー整備を促進するとともに、乗降のサポートを行うなど、医療受診や買い物等を容易にするための環境整備に向けた取組みを進めます。

○移動が困難な障がいのある町民に対して地域での自立生活や社会活動への参加を促進するため、「お出かけサポート事業」による移動支援の充実に努めます。

○障がいのある町民や高齢者等、町民の船舶での緊急搬送に対応できるよう、船会社及び関係機関との意見交換等を行い、より良い搬送体制の整備に向けた取組みを進めます。

(3)住宅確保対策

《推進事業の評価》

○障がいのある町民が、できる限り身近な地域で暮らすことができるように、町営住宅において、バリアフリー化に向けた整備を進めています。

○障がいのある町民に対する町営住宅への優先入居については、窓口相談業務等で情報提供しています。

○障害の状況に応じた住宅の一環であるグループホーム等の整備については、関係機関との連携のもと取組む必要があります。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、できる限り身近な地域のなかで暮らすことができるよう、多様な住まいの確保に取組みます。

○町営住宅においては、バリアフリー化を推進するとともに、障がいのある町民への町営住宅入居に関する情報提供の充実に努めます。

○障がいのある町民が安心した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化並びに住まいの確保に関する支援に努めます。

○障がいのある町民の地域生活への移行を支援していくため、地域における居住の場となるグループホームの整備に向けて、関係機関と連携して取組みを検討します。

(4)防災及び防犯対策の充実

《推進事業の評価》

○消防団を中心に防災訓練、火災訓練を実施していますが、災害時において避難支援を必要とする要援護者の登録台帳については、関係機関との連携により取組みを図る必要があります。

○災害時における緊急通報システムの整備として、八重山圏域聴覚障がい者緊急通報システムのほか、Net119 により通報体制がとられています。

○日常生活用具にて FAX の支給を行っています。

○「安心キット」の設置や「災害時要援護者登録台帳」の整備等が不十分となっています。

○現在、消防団を中心に防災訓練や火災訓練を実施していますが、自主防災組織立ち上げについては、関係機関と連携し継続して取組んでいく必要があります。

《計画の方針》

○障がいのある町民が、地域のなかで暮らし続けていくためには、安全と安心が確保されたまちづくりが必要であることから、関係機関と連携して全町民の防災意識を高める取組みを推進します。

○障がいのある町民に対し災害時に迅速な避難支援を行うことができるよう、関係機関と連携し、災害時要援護者登録台帳の整備に向けた取組みを進めます。

○「竹富町地域防災計画」に基づき地域住民、関係機関等と連携した迅速な避難・誘導体制の構築や障害の特性に考慮した災害警報システムの整備に努めます。
○障がいのある町民の日常生活における安全性を確保するため、各地域の消防団や公民館等との連携強化を図り、地域の防犯・防災活動を一層推進します。

(5)感染症対策の推進
【新規項目】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、日常生活の各場面において一定以上の距離を保つことなどを含めた「新たな生活様式」が定着しつつあります。感染症対策における情報提供体制の在り方や、感染症の予防対策の周知、必要なサービスを提供するための支援等について障害福祉関係団体、サービス提供事業者及び関係機関等と連携した取組みを進めます。

第５章　第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画

１　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における国の基本的な考え方

国の基本指針に基づき、第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の基本的な考え方を以下に整理します。

(1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取組
⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
⑥障害福祉人材の確保
⑦障害者の社会参加を支える取組

(2)障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
⑥依存症対策の推進

(3)基本指針見直しの主なポイント

・地域における生活の維持及び継続の推進
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・相談支援体制の充実・強化等
・障害福祉人材の確保
・福祉施設から一般就労への移行等
・発達障害者等支援の一層の充実
・障害者の社会参加を支える取組
・「地域共生社会」の実現に向けた取組
・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
・障害福祉サービス等の質の向上

２　第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の評価

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

【国　基本指針】

平成 28 年度末における施設入所者の９％以上が令和 2 年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和 2 年度時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末から２％以上削減することを基本とする。

福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
施設入所者数	7 人	8 人	8 人	
削減見込み目標値		-1 人	0 人	―
地域移行目標数		0 人	0 人	―
H28年度から地域移行する目標割合		0.0%	0.0%	―

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

【国　基本指針】

令和 2 年度末までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	未設置	―

(3) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点の整備

【国　基本指針】

市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、令和 2 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備する事を基本とする。

沖縄県が定める各障害福祉圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に各１カ所以上の整備を目標としている。

地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
地域生活支援拠点または居住支援の機能を備えた複数事業所・機関による面的体制の整備	令和2年度末までに設置	未設置	―

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国　基本指針】

・令和２年度中に就労支援事業等を通じた一般就労への移行者を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。

・令和２年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から２割以上増加することをめざす。

・就労移行率３割以上である就労移行事業所を、平成令和２年度末までに全体の５割以上とすることをめざす。

【新規】

・各年度における就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

（５期計画における町の方針）

本町には、就労移行支援事業所が立地していないことから、利用する場合には近隣の市町村に立地する事業所を利用する形態となるため、ニーズがある場合には近隣市町村と協議のうえ検討する。

福祉施設から一般就労への移行等

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
年間の一般就労移行者数	0 人	1 人	1 人	100 %
H28実績値からの伸び				—
障害者就労移行支援事業所の利用者数	0 人	0 人	0 人	—
H28実績値からの伸び				—

	基準年 (H27年度末)	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
管内（町内）就労移行支援事業所数	0 か所	0 か所	0 か所	—
就労移行率が八割以上の事業所数	0 か所	0 か所	0 か所	—
就労移行率八割以上の事業所が全体に占める割合		0.0%	0.0%	—
就労定着支援利用見込み者数		0 人	0 人	—
職場定着人数			0 人	—
支援開始から1年後の職場定着率			0 人	—

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国　基本指針】
・令和２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
・令和２年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
・令和２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

障がい児支援の提供体制の整備等

	目標年 (R2年度末)	Ｒ１年実績	達成率
児童発達支援センターの設置	1か所設置	未設置	―
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H29年度 より実施	構築済み	100%
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	Ｒ２年度 までに確保	未	―
医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	H30までに設置	未設置	―

(6)第５期計画におけるサービス見込み量に対する実績・充足率

本報告書 P17～19 及び P21 のサービス利用状況一覧に基づき、各事業の利用者数、利用量に対する見込量の充足率を追加し再掲した箇所になります。

第５期障がい福祉計画におけるサービス見込み量及び実績

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護	見込量	3	11	3	11	3	11
	実績値	2	3	1	4	1	4
	充足率	66.7%	27.3%	33.3%	36.4%	33.3%	36.4%
重度訪問介護	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生活介護	見込量	8	184	8	184	8	184
	実績値	18	361	11	187	12	219
	充足率	225.0%	196.2%	137.5%	101.6%	150.0%	119.0%
自立訓練（機能訓練）	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	1	21	1	22
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	見込量	2	46	2	46	2	46
	実績値	0	0	1	9	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	50.0%	19.6%	0.0%	0.0%
就労継続支援B型	見込量	16	268	16	268	16	268
	実績値	13	216	12	197	12	199
	充足率	81.3%	80.6%	75.0%	73.5%	75.0%	74.3%
就労定着支援	見込量	0		0		0	
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%		0.0%		0.0%	
療養介護	見込量	0		0		0	
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%		0.0%		0.0%	
短期入所	見込量	5	90	5	90	5	90
	実績値	2	44	4	69	3	69
	充足率	40.0%	48.9%	80.0%	76.7%	60.0%	76.7%
自立生活援助	見込量	0		0		0	
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%		0.0%		0.0%	
共同生活援助（グループホーム）	見込量	6		6		6	
	実績値	6		4		4	
	充足率	100.0%		66.7%		66.7%	
施設入所支援	見込量	8		8		8	
	実績値	16		8		9	
	充足率	200.0%		100.0%		112.5%	

第５期障がい福祉計画におけるサービス見込み量及び実績 つづき

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
計画相談支援	見込量	4		4		4	
	実績値	1		18		3	
	充足率	25.0%		450.0%		75.0%	
地域移行支援	見込量	0		0		0	
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%		0.0%		0.0%	
地域定着支援	見込量	0		0		0	
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%		0.0%		0.0%	
児童発達支援	見込量	2	10	2	10	2	10
	実績値	1	2	1	3	0	0
	充足率	50.0%	20.0%	50.0%	30.0%	0.0%	0.0%
医療型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	1	6	1	6
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保育所等訪問支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0		0		0	
	充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	見込量	2		2		2	
	実績値	1		1		1	
	充足率	50.0%		50.0%		50.0%	

(7) 第５期計画における地域支援見込み量及び実績・充足率

第５期障がい福祉計画における地域生活支援事業の見込み量及び実績

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
理解促進研修・啓発事業	単位	見込量	1	10	1	10	1	10
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
自発的活動支援事業	単位	見込量	0	0	0	0	1	7
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数		実施見込み箇所数		実施見込み箇所数	
障害者相談支援事業	単位	見込量	1		1		1	
	箇所	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
基幹相談支援センター等機能強化事業	単位	見込量	0		0		0	
	箇所	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
基幹相談支援センター	単位	見込量	0		0		0	
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
住宅入居等支援事業	単位	見込量	0		0		0	
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
成年後見制度利用支援事業	単位	見込量	0		0		0	
	人	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

第５期障がい福祉計画における地域生活支援事業の見込み量及び実績　つづき

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
成年後見制度法人後見支援事業	単位	見込量	0		0		0	
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
意思疎通支援事業	単位	見込量	1		1		1	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	実績値	1		1		1	
		充足率	100.0%		100.0%		100.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
意思疎通支援事業	単位	見込量	0		0		0	
②手話通訳者設置事業	箇所	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	0		0		0	
①介護・訓練支援用具	人	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	1		1		1	
②自立生活支援用具	人	実績値	0		1		2	
		充足率	0.0%		100.0%		200.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	0		0		0	
③在宅療養等支援用具	人	実績値	2		0		1	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	1		1		1	
④情報・意思疎通支援用具	人	実績値	0		1		2	
		充足率	0.0%		100.0%		200.0%	

第５期障がい福祉計画における地域生活支援事業の見込み量及び実績　つづき

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	6		6		6	
⑤排泄管理支援用具	人	実績値	42		48		50	
		充足率	700.0%		800.0%		833.3%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
日常生活用具給付等事業	単位	見込量	0		0		0	
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	人	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実利用見込み者数		実利用見込み者数		実利用見込み者数	
手話奉仕員養成研修事業	単位	見込量	0		0		5	
	人	実績値	0		0		0	
		充足率	0.0%		0.0%		0.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用者数	延べ利用時間数	利用者数	延べ利用時間数	利用者数	延べ利用時間数
移動支援事業	単位	見込量	3	156	3	156	3	156
	人、時間	実績値	2	129	2	141	1	60
		充足率	66.7%	82.7%	66.7%	90.4%	33.3%	38.5%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	単位	見込量	0	0	0	0	0	0
	箇所、人	実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3　第６期障がい福祉計画における成果目標の設定（令和５年度末の目標）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

〈基本指針〉
・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の６％以上
・施設入所者数：令和元年度末の 1.6%以上削減

本町においては地域移行のサービス提供事業所がないため、入所者の削減及び地域移行への具体的な対応が難しい状況です。

また、現在の施設入所者においては重度化及び高齢化の状況にあることに加え、入所施設の空き不足から、入所を要する障がい者が入所できずにいるケースも増えつつあります。

地域移行にあたっては、関係機関と連携、意見交換等による検討を進める必要があります。

事　　項	数　値		備　　考
現入所者数(A)	8　人		令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数(B)	9　人		令和５年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	-1　**人**	**-13%**	**C＝A－B＝E－D （国指針：目標1.6%以上削減）**
新規入所者数(D)	1　人		**令和３年～令和５年度末までの新規入所者の見込**
退所者数（E）	0　人		**令和３年～令和５年度末までの退所者の見込**
地域移行目標数(F)	0　**人**	**0%**	**(E)のうち、地域移行目標者（国指針：目標６%以上移行）**

削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

新規入所者数：地域移行のサービス提供事業所がない中、施設への入所を希望するケースが増えつつある状況にありますが、八重山圏域における入所施設の空き不足も考慮する必要があることから、設定数を１人と算出した。

退所者数：施設入所者において障害の重度化及び高齢化の状況にある中、退所等を支援するサービス提供事業所が無く地域移行への具体的な対応が難しいことなどを考慮し、設定数を０人と算出した。

地域移行目標数：施設入所者の退所等を支援するサービス提供事業所が無く、今後も地域移行への具体的な対応について検討を要することなどを考慮し、設定数を０人とした。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

包括支援センター主体の定期的な診療所との情報共有の場を位置付けます。

ア 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事 項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単独設置	共同設置	令和3年	令和4年	令和5年	1新規設置	2既存組織活用	3その他
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	○		○				○	

事 項	回数又は人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈基本指針〉
・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【整備方法について】

地域生活支援拠点について、八重山圏域を単位として複数の機関が分担して機能を担うこと（面的整備型）で、令和５年度中の整備を目指します。

事 項	回数		
	令和３年	令和４年	令和５年
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）			1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈基本指針〉
・令和５年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和元年度実績の 1.27 倍以上
・令和５年度末の就労移行支援事業所の一般就労への移行を令和元年度末の 1.3 倍以上（30%以上）

前頁からのつづき

・令和５年度末の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行を令和元年度末の 1.26 倍以上（26%以上）

・令和５年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行を令和元年度末の 1.23 倍以上（23%以上）

・令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

本町には就労支援移行支援を利用し、一般就労に移行する障がい者のニーズが少ないことから見込めない状況でもあります。

また、就労移行支援事業所は立地していないことから、利用する場合には近隣市町村に立地する事業所を利用する形態となっています。

ニーズがある場合には近隣市町村と協議のうえ検討します。

ア　福祉施設から一般就労への移行者数

事　項	数　値	備　考
令和元年度の年間一般就労移行者数	1 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、、一般就労した者の数
目標年度（令和５年度）における年間一般就労移行者数	1 人　1.00倍	令和５年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 （国指針：令和元年度実績の1.27倍以上）

イ　令和５年度末における就労移行支援事業の移行者数

事　項	数　値	備　考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	0 人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度（令和５年度末）における一般就労への移行者数	0 人	令和５年度末の一般就労への移行実績 （国指針：令和元年度末の1.3倍以上（30%以上）の増加）

ウ　令和５年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事　項	数　値	備　考
令和元年度末の就労継続支援Ａ型事業所の移行者数	1 人	令和元年度末の就労継続支援Ａ型事業所の移行者数
目標年度（令和５年度末）における一般就労への移行者数	1 人　1.00倍	令和５年度末の一般就労への移行実績 （国指針：令和元年度末の1.26倍以上（26%以上）の増加）

エ　令和５年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事　項	数　値	備　考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援Ｂ型事業所の移行者数
目標年度（令和５年度末）における一般就労への移行者数	0 人	令和５年度末の一般就労への移行実績 （国指針：令和元年度末の1.23倍以上（23%以上）の増加）

オ　就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事　項	数　値	備　考
令和５年度における就労定着支援事業の利用者数	0 人	国指針：令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和５年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	0 か所	令和５年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和５年度末における就労移行率が八割以上の就労支援事業所の数	0 か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

〈基本指針〉

- 令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
- 担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。

一町多島の本町においては、人材や機関設置等の体制の維持確保が厳しく未定の状況ですが、自立支援協議会等を活用した研修会、検討会等の実施や、関係機関と連携し相談支援体制の確保に向けた取組みを進めます。

事　項	実施時期		
	令和３年	令和４年	令和５年
ア　総合的・専門的な相談支援の実施 総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）	0	0	0
イ　地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0	0	0
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	0

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

〈基本指針〉
・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
・自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

障害支援区分認定調査員研修をはじめ、状況に応じて積極的な参加を進めます。

事　項	参加時期及び人数		
	令和３年	令和４年	令和５年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1名	1名	1名

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

八重山圏域相談支援事業者連絡会が月毎に開かれており、圏域での相談支援事業所との連携を図っていますが、自立支援審査支払システム等の活用に関しては未定の状況です。

関係機関と連携して検討を進める必要があります。

事　項	構築方法	構築時期		
		令和３年	令和４年	令和５年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築				○

事　項	回数		
	令和３年	令和４年	令和５年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）			1

4　障害福祉サービス等の見込み量の設定

これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和３年度から令和５年度の障害福祉サービス等の見込量(活動指標)や、確保方策の取組みを進めます。

なお、サービスの見込み量の過不足に関わりなく、必要なサービスについては、適時確保に向けた取組み、提供を行います。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

【サービス内容】

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの援助を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

①居宅介護（乗降介護を除く）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	利用者数（人/月）	2	1	1	1	1	1
	利用量（時間/月）	3	4	4	4	4	4

②重度訪問介護

【サービス内容】

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

②重度訪問介護

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度訪問介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間/月）	0	0	0	0	0	0

③行動援護

【サービス内容】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

③行動援護

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
行動援護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間/月）	0	0	0	0	0	0

④同行援護

【サービス内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

④同行援護

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
同行援護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間/月）	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

【サービス内容】

介護の必要性がとても高い人（障害支援区分 6）に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

⑤重度障害者等包括支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間/月）	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

①生活介護

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	利用者数（人/月）	18	11	12	12	12	12
	利用量（日/月）	163	361	187	203	203	203

②自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練などの訓練を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

②自立訓練（機能訓練）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持や向上のため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

③自立訓練（生活訓練）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
	利用量（日/月）	0	0	21	22	22	22

④就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

④就労移行支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

⑤就労継続支援Ａ型

【サービス内容】

一般企業等に就労することが困難な人に､雇用契約等に基づき働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

⑤就労継続支援Ａ型

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援Ａ型	利用者数（人/月）	0	1	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

⑥就労継続支援Ｂ型

【サービス内容】

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

⑥就労継続支援Ｂ型

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援Ｂ型	利用者数（人/月）	13	12	12	12	12	12
	利用量（日/月）	216	197	199	198	198	198

⑦就労定着支援

【サービス内容】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問やがい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

⑦就労定着支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

⑧短期入所（福祉型）

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

⑧短期入所（福祉型）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	2	4	3	3	3	3
	利用量（日/月）	44	69	69	69	69	69

⑨短期入所（医療型）

【サービス内容】

短期的に（連続して 30 日まで）施設へ入所し、委託管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

⑨短期入所（医療型）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

⑩療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

⑩療養介護

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

【サービス内容】

障害者支援施設やグループホーム等から１人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害の理解、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

①自立生活援助

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者の利用	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助（GH）

【サービス内容】

主に夜間において、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活の援助を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

②共同生活援助（GH）

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助（GH）	利用者数（人/月）	6	4	4	4	4	4
うち精神障害者の利用	利用者数（人/月）	4	4	4	4	4	4

③施設入所支援

【サービス内容】

主に夜間において、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活の援助を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

③施設入所支援【人分】

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設入所支援	利用者数（人/月）	16	8	9	9	9	9

(4)相談支援

①計画相談支援

【サービス内容】

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込の利用希望者数により算出しています。

①計画相談支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	1	18	3	11	11	11

②地域移行支援

【サービス内容】

障害者支援施設等に入所している方、児童福祉施設に入所している 18 歳以上の方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

②地域移行支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者の利用	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

③地域定着支援

【サービス内容】

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【見込量の設定】

現在、利用者がいません。今後利用ニーズに応じて検討します。

③地域定着支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者の利用	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

5　地域生活支援事業の見込み量の設定

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、事業を実施します。

(1)理解促進研修・啓発事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	0	0	0	1	1	1
	実利用見込み者数	0	0	0	10	10	10

(2) 自発的活動支援事業

【サービス内容】

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(2)自発的活動支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

(3) 相談支援事業

【サービス内容】

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【見込量の設定】

①障害者相談支援事業：関係機関と連携し、事業を実施します。

②基幹相談支援センター等機能強化事業　③住宅入居等支援事業のように見込みが困難な事業に対し関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(3)相談支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	1	1	1
基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
③住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または、一部について補助を行います。

【見込量の設定】

ニーズ把握も含めて関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(4)成年後見制度利用支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【見込量の設定】

ニーズ把握も含めて関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	0	0	0	1	1	1
	実利用見込み者数	0	0	0	1	1	1

(6) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、事業を実施します。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業：手話実績により現状維持を想定。

②手話通訳者設置事業：関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(6)意思疎通支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	実利用見込み者数	1	1	1	1	1	1
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

【見込量の設定】

各サービスの実績及び平均値により現状維持を想定しています。

(7)日常生活用具給付等事業　※給付等見込み件数を記載

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	実利用見込み者数	0	1	2	2	2	2
③在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	2	0	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	0	1	2	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	実利用見込み者数	42	48	50	50	50	50
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(8)手話奉仕員養成研修事業　※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

(9) 移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

【見込量の設定】

令和２年度の実績見込みをもとに見込量を想定しています。

(9)移動支援事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	実利用見込み者数	2	2	1	1	1	1
	延べ利用見込み時間数	129	141	160	160	160	160

(10) 地域活動支援センター

【サービス内容】

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
域活動支援センター機能強化事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載。	実施見込み箇所数（自）	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数（自）	0	0	0	0	0	0
	実施見込み箇所数（他）	0	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数（他）	0	0	0	0	0	0

6　第２期障がい児福祉計画における成果目標の設定

(1)成果目標

障がいのある子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

〈基本指針〉
- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

本町は一町多島の島嶼町であり、センターの設置に関しては未定の状況です。

近隣市町村の社会的資源を活用できるよう調整するなど、ニーズに応じて障害の特性や状況に配慮した環境づくりを進めます。

1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事　項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和３年	令和４年	令和５年
児童発達支援センターの設置		○			○

2) 保育所等訪問支援の充実

現在、巡回支援専門員整備事業において、各地域の保育所を対象に専門員が定期的に訪問しています。

保育師や保護者からの相談及び児童への見立て、保育所の環境アドバイス等多岐にわたる支援を行っています。

2)保育所等訪問支援の充実

事　項	構築方法	構築時期		
		令和３年	令和４年	令和５年
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築済み		

3）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

一町多島の本町においては、人材確保や事業所の採算面の問題から単独設置が厳しく、圏域での設置を想定していますが未定の状況です。
関係機関と連携し、意見交換等を行うなどして検討を進める必要があります。

3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事　項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和３年	令和４年	令和５年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○			

4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、現時点では対象児がおらず、今後相談等があれば既存の自立支援協議会等を活用し協議を行っていきます。

4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事　項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和３年	令和４年	令和５年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○				○

事　項	設置方法		
	1新規設置	2既存組織活用	3その他
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○	

事　項	設置人数	配置時期及び人数		
		令和３年	令和４年	令和５年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0	0	0	0

5)発達障がい者等に対する支援（活動指標）

事項	数値	考え方
※ペアレントトレーニングや ※ペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	５人	現状のペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和５年度の受講者数の見込みを設定しています。
※ペアレント・メンターの人数	４人	現状のペアレント・メンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和５年度のペアレント・メンターの人数の見込みを設定しています。
※ピアサポートの活動への参加人数	５人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和５年度の活動への参加数の見込みを設定しています。

※ペアレントトレーニング　（日本ペアレントトレーニング協会 HP 参照）

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。

※ペアレント・プログラム　（厚生労働省参照）

ペアレント・ トレーニングに参加する前に、これができているといいであろうという観点で、「ペアレント・プログラム」という 名称のもと、一般の保育士や福祉事業所の職員の普及用のプログラムの開発がなされた。基本的には①「行動で考える」、②（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）誉めて対応する、③孤立している母親に仲間を見つける、という３点セットとなっています。

※ペアレント・メンター　（日本ペアレント・メンター協会 HP 参照）

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

※ピアサポート

一般に、「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉

(2)障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

①児童発達支援

【サービス内容】

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

①児童発達支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	1	1	0	1	1	1
	利用量（日/月）	2	3	0	2	2	2

②医療型児童発達支援

【サービス内容】

児童発達支援における指導、訓練等に加え治療の提供を行います。

【見込量の設定】

関係機関と連携し、取組みに向けた検討を行います。

②医療型児童発達支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

【サービス内容】

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

③放課後等デイサービス

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
	利用量（日/月）	0	6	6	6	6	6

④保育所等訪問支援

【サービス内容】

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0

⑤居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】

重度の障害のため、外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

⑤居宅訪問型児童発達支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

【サービス内容】

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

【見込量の設定】

令和元年度実績と令和２年度見込と利用希望者数により算出しています。

⑥障害児相談支援

サービス名	活動指標	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1

(3)子ども・子育て支援の提供体制の整備

これまでの実績を踏まえ、令和３年度以降、直近実績の見込み人数を想定するものとしますが、現在利用実績がありません。

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事　項	令和元年度末の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所	1	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0

医療的ケア児については、令和２年４月１日現在、実績がありません。

医療的ケア児の人数（令和２年４月１日）

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
0	0	0	

※医療的ケア児・・・人工呼吸器等を使用したんの吸引などの
医療的ケアが必要な障害児
（平成29年３月８日付全国障害保健福祉関係主管課長会議資料より）

資料編

１　アンケート調査結果

(1)調査対象

竹富町に住所を有する、障害者手帳の交付を受けている障がい者 255 人、障がい児 34 人を対象としました。

(2)調査期間

調査期間は令和 2 年 11 月上旬から 12 月上旬

(3)調査方法

対象者宛に、返信用封筒を同封した調査票を送付し、郵送による配布回収をしました。

(4)回収結果

	配布数	有効回答数	回収率
障がい者アンケート	255	108	42.4%
障がい児アンケート	34	2	5.9%

(5)留意事項

①小数点第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計は 100%一致しない場合があります。

②回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行います。

③各質問に対するグラフ表示は、単純集計の場合は円グラフ、複数回答の場合には横棒グラフで表示しています。

(6)アンケート調査結果の概要

調査票の記入者

調査票の記入者をみると、「本人」が 52.8%で最も多く、次いで「本人の意見を聞いて、家族等代理の者が記入」の 21.3%、「本人の意見を確認することが難しいので、家族等代理の者が記入」の 17.6%となっています。

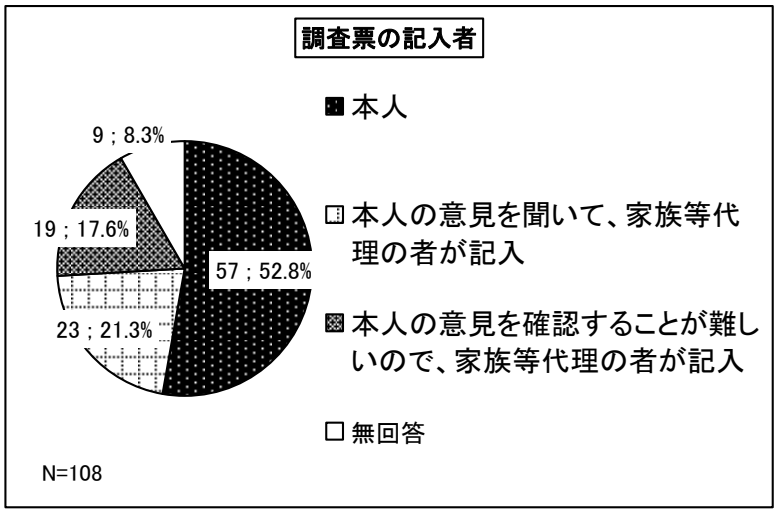

１．ご本人について

問１　あなたの性別は。

性別をみると、「男」が 58.3%で最も多く、次いで「女」の 40.7%となっています。

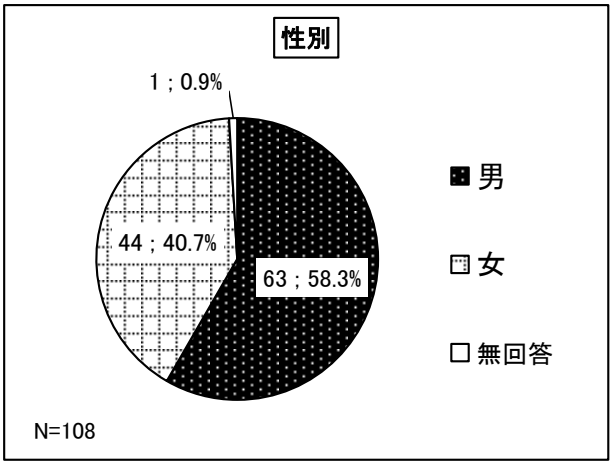

問２　あなたの年齢は。（令和２年４月１日現在の満年齢を記入してください。）

年齢をみると、「70 代」が 25.9%で最も多く、次いで「60 代」の 18.5%、「80 代」の 16.7%、「50 代」の 11.1%、「30 代」の 7.4%等となっています。

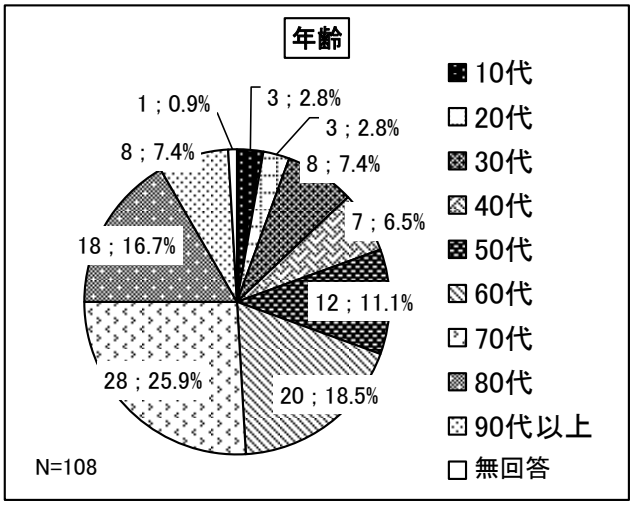

問３　あなたの持っている障害者手帳の種類は何ですか。

所持している障害者手帳の種類の第１位は「身体障害者手帳」の 71.3%、第２位は「療育手帳」及び「持っていない」が同率の 12.0%、第４位は「精神障害者保健福祉手帳」の 8.3%となっています。

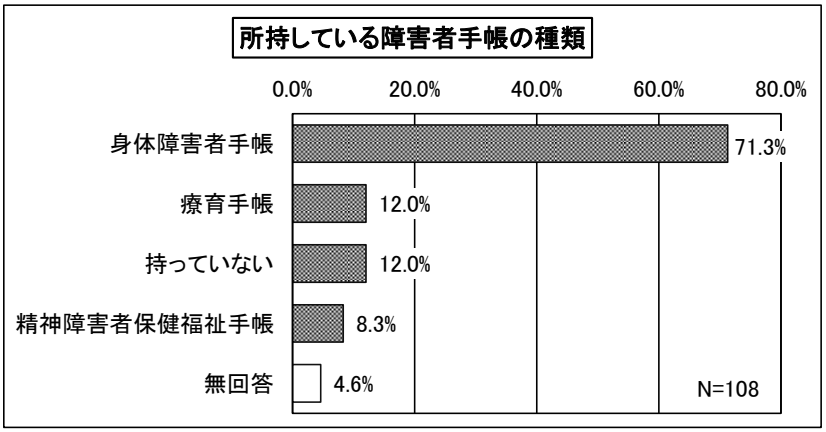

身体障害者手帳の等級をみると、「１級」及び「４級」が同率の 23.4%で最も多く、次いで「２級」の 18.2%、「３級」の 11.7%、「６級」の 7.8%等となっています。

なお、「７級」との回答はありません。

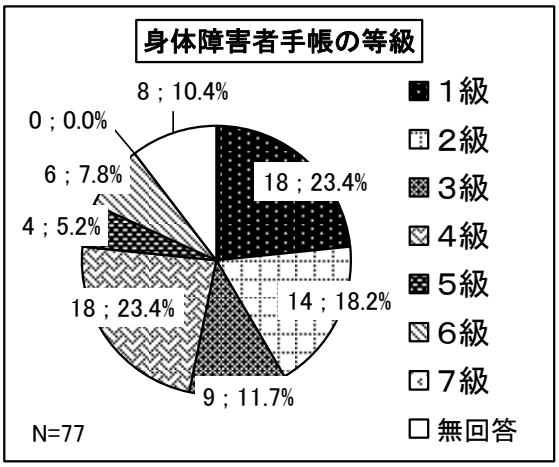

問４　身体障害者手帳に記載されている障がいの種類は次のどれですか。

身体障害者手帳の記載されている障がいの種類の第１位は「肢体不自由」の 46.8%、第２位は「聴覚障害」の 18.2%、第３位は「内部障害」の 15.6%、第４位は「視覚障害」の 10.4%、第５位は「平衡機能障害」及び「音声、言語、そしゃく機能障害」が同率の 5.2%等となっています。

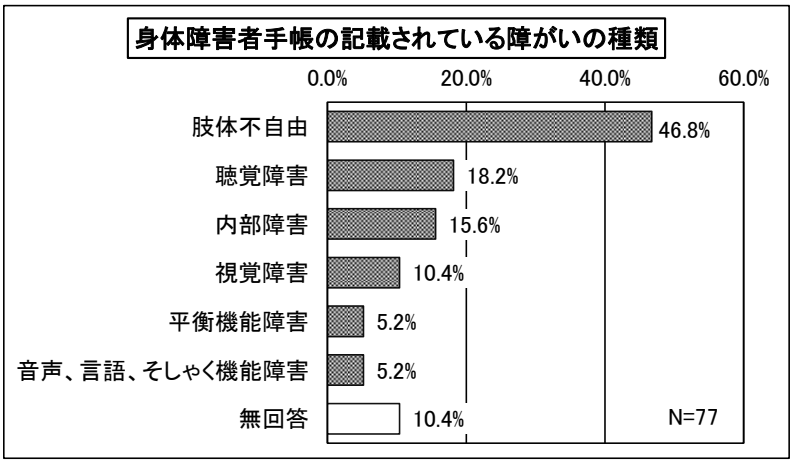

療育手帳の等級をみると、「Ｂ２」が38.5%で最も多く、次いで「Ａ２」の23.1%、「Ａ１」の15.4%、「Ｂ１」の15.4%となっています。

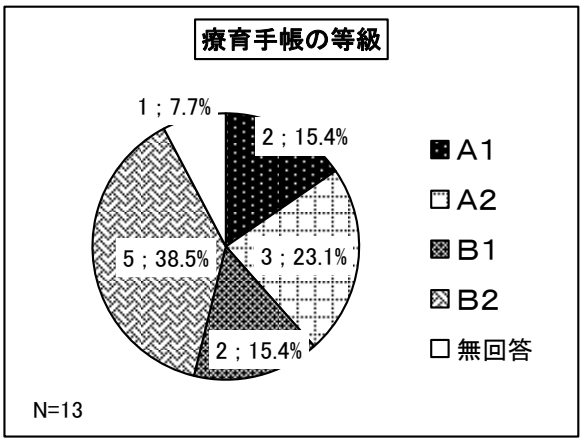

精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、「２級」が55.6%で最も多く、次いで「３級」の33.3%、「１級」の11.1%となっています。

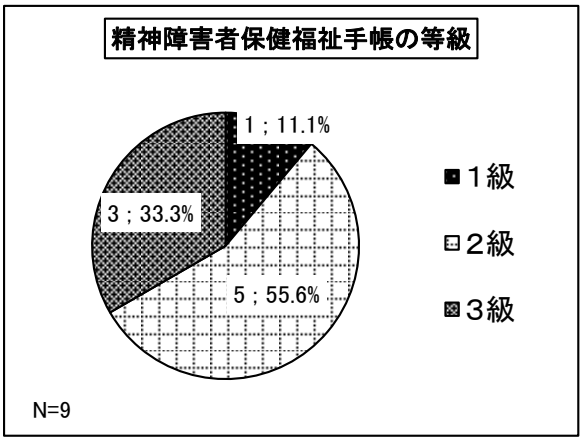

問５　あなたは、難病の診断を受けていますか。

難病の診断を受けているかをみると、「いいえ」が65.7%で最も多く、次いで「はい」の26.9%となっています。

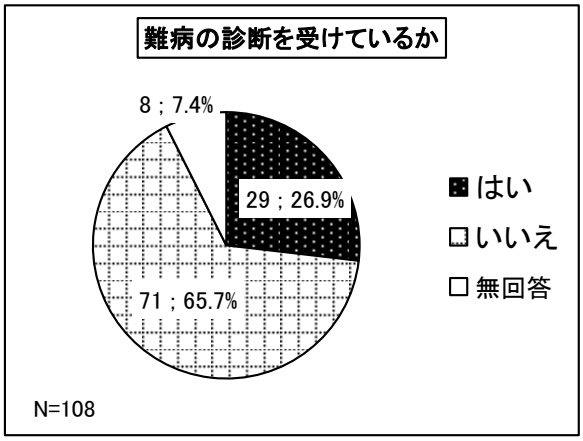

問６　お子さんは、日常的に医療的ケアを受けていますか。

日常的に医療的ケアを受けているかをみると、「受けていない」が 50.0%で最も多く、次いで「受けている」の 6.5%となっています。

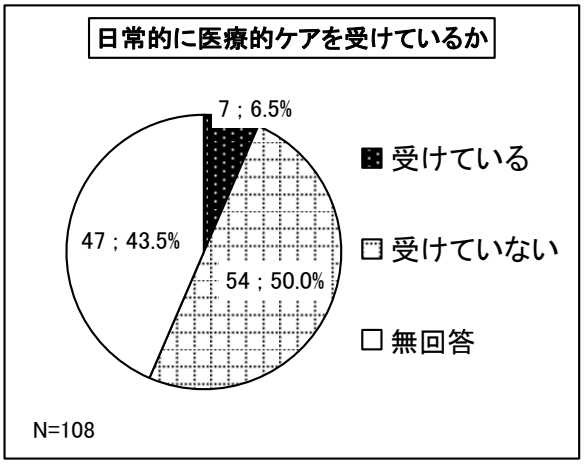

問７　どのような医療的ケアを受けていますか。

受けている医療的ケアの種類の第１位は「その他」の 57.2%、第２位は「摘便、洗腸などの排便管理」の 28.6%、第３位は「人工呼吸器の管理」及び「気管切開の手当（カニューレ交換・消毒)」、「在宅酸素」、「吸引（気管・鼻腔・口腔）」、「経管栄養（鼻から・胃ろう・腸ろう）」、「吸入」、「導尿」が同率の 14.3%等となっています。

なお、「ＩＶＨ中心静脈栄養」との回答はありません。

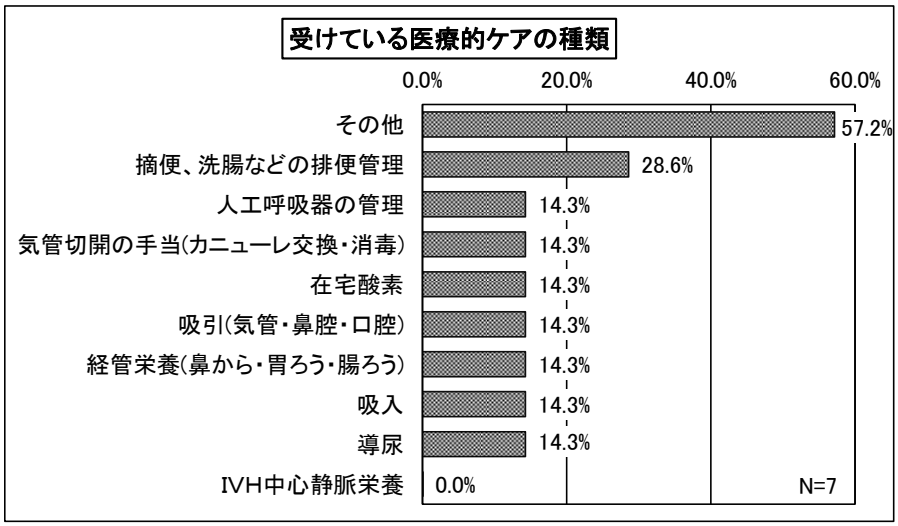

２．ご家族や介助者について

問８　あなたは、ご家族などと同居していますか。

ご家族などと同居しているかをみると、「家族と同居（二世帯住宅含む）」が 44.4%で最も多く、次いで「ひとり暮らし」の 25.9%、「その他」の 20.4%となっています。

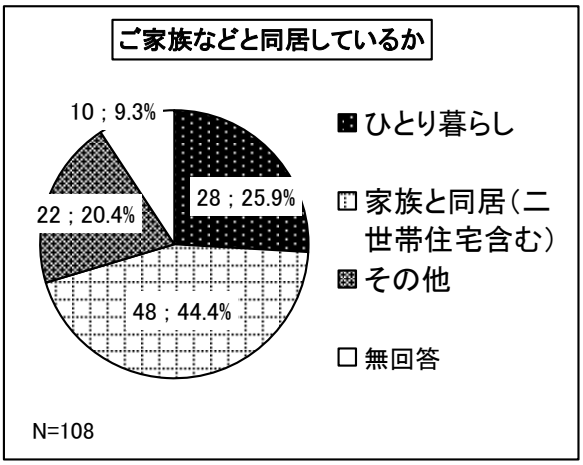

問９　あなた自身を含めて何人で暮らしていますか。

一緒に暮らしている人数をみると、「2 人」が 45.7%で最も多く、次いで「4 人」の 12.9%、「不明」の 11.4%、「3 人」の 8.6%、「5 人」及び「６人」、「7 人」が同率の 2.9%等となっています。

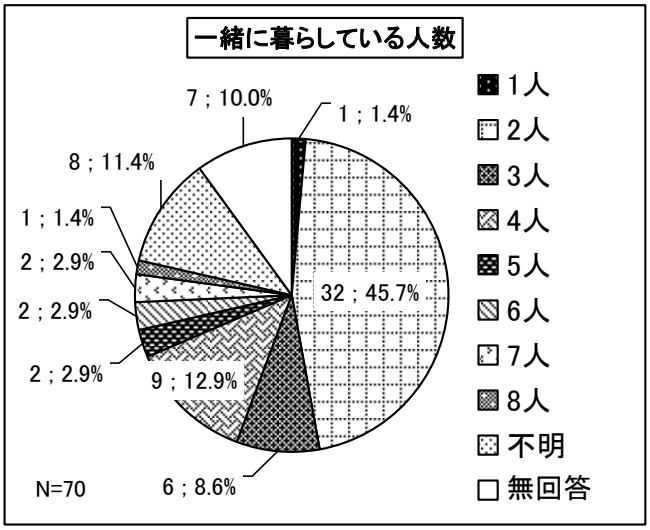

問 10　あなたは、普段の生活で介助を必要としていますか。

普段の生活で介助を必要としているかをみると、「特に必要としない」が 50.9%で最も多く、次いで「一部必要としている」の 25.9%、「常時必要としている」の 15.7%となっています。

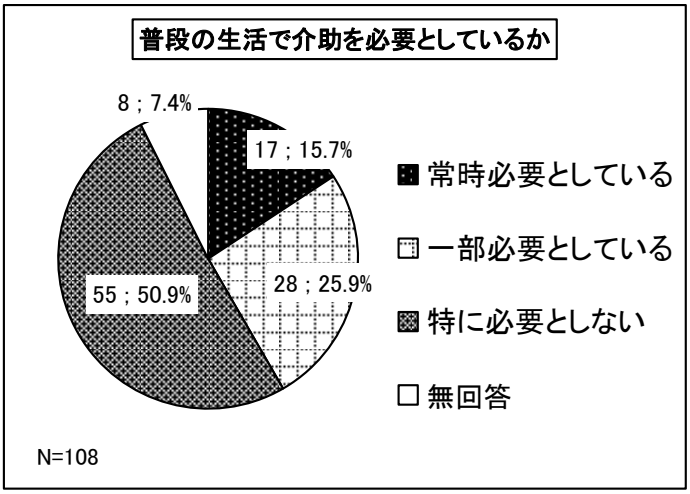

問 11　あなたの主な介助者はどなたですか。

主な介助者をみると、「配偶者」が 35.6%で最も多く、次いで「その他」の 31.1%、「兄弟姉妹」の 13.3%、「子ども」の 8.9%、「ホームヘルパー」の 6.7%等となっています。

なお、「父親」及び「祖父母」との回答はありません。

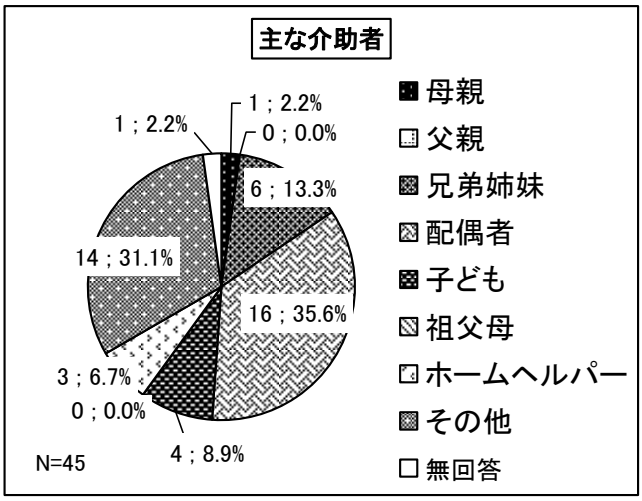

問 12　主な介助者の性別と年齢を教えてください。（年齢は令和２年４月１日現在）

主な介助者の性別をみると、「女性」が 58.5%で最も多く、次いで「男性」の 22.0%となっています。

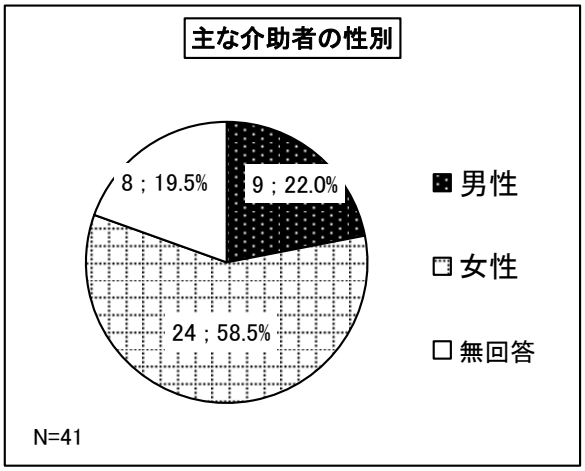

主な介助者の年齢をみると、「60 代」が 22.0%で最も多く、次いで「70 代」の 14.6%、「50 代」の 12.2%、「40 代」の 9.8%、「30 代」及び「８０代以上」が同率の 7.3%等となっています。

なお、「10 代」及び「20 代」との回答はありません。

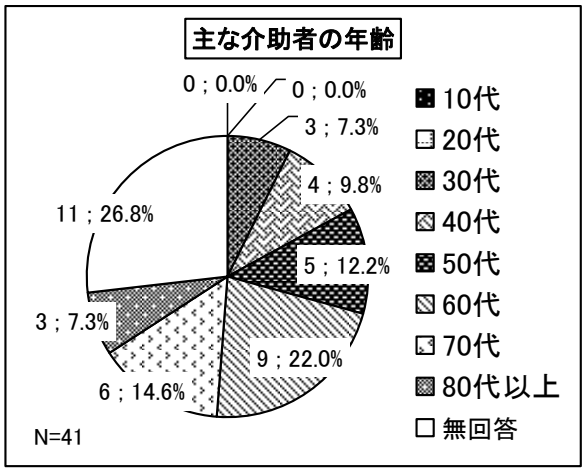

問 13　主な介助者が病気や用事などで介助できないとき、ご本人の介助はどうしていますか。

主な介助者が介助できないときの対応の第 1 位は「他の家族・親族に頼む」の 39.0%、第 2 位は「施設などに依頼する」の 29.3%、第 3 位は「一人でなんとかしてもらう」の 14.6%、第 4 位は「その他」の 12.2%、第 5 位は「近所の人や知人に頼む」及び「ホームヘルパーに依頼する」が同率の 4.9%等となっています。

なお、「ボランティアに頼む」及び「介助者が戻ってくるまで待ってもらう」との回答はありません。

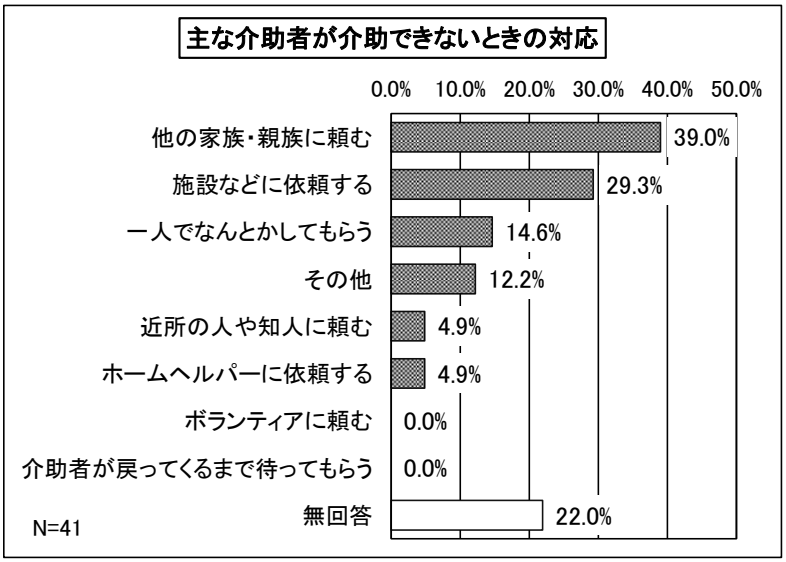

３．相談・情報入手について

問 14　悩みや困りごとについて、誰に相談していますか。

悩みや困りごとを誰に相談しているかの第 1 位は「家族・親族」の 59.3%、第 2 位は「医療の専門家(医師・看護師など)」の 26.9%、第 3 位は「友人・知人」の 25.9%、第 4 位は「町役場」の 13.9%、第 5 位は「特に相談することはない」の 11.1%等となっています。

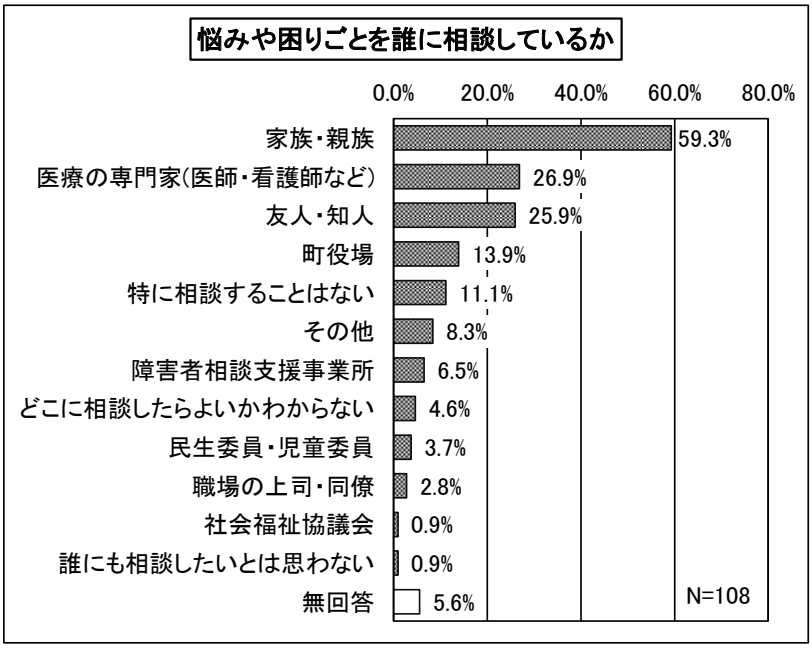

問 15　あなたは、相談体制についてどのようなことを望みますか。

相談体制について望むことの第 1 位は「親身になって話を聞いてくれること」の 43.5%、第 2 位は「専門性の高い職員による相談が受けられること」の 37.0%、第 3 位は「プライバシーに配慮した相談が受けられること」の 32.4%、第 4 位は「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」及び「訪問による相談が受けられること」が同率の 22.2%等となっています。

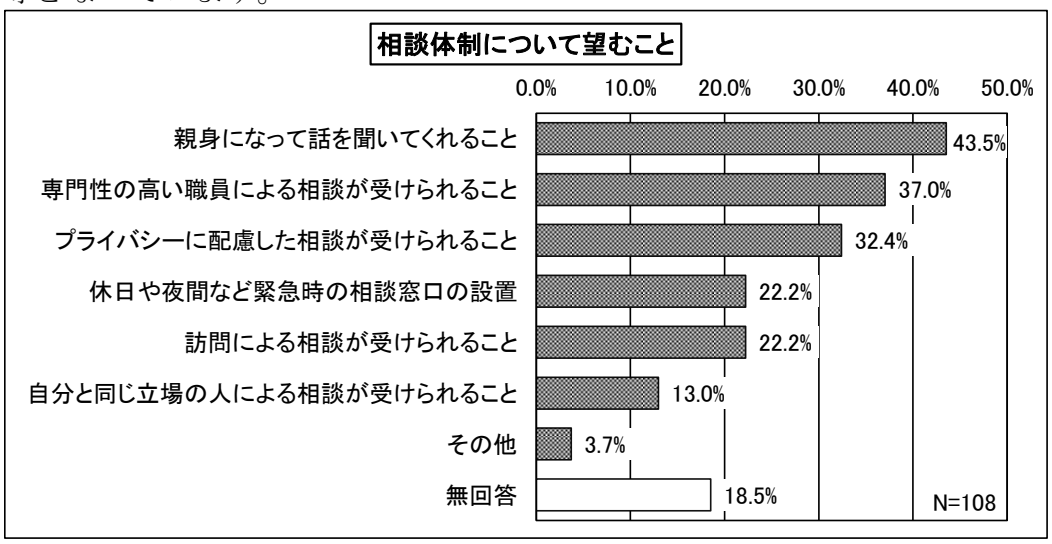

問 16　あなたは、福祉や医療及びその他必要な情報をどこから得ていますか。

福祉や医療及びその他必要な情報をどこから得ているかの第 1 位は「家族・親戚」の 43.5%、第 2 位は「テレビ・ラジオ・新聞」の 31.5%、第 3 位は「町の広報誌やお知らせ」の 30.6%、第 4 位は「医療機関」の 28.7%、第 5 位は「友人・知人」の 26.9%等となっています。

なお、「町の点字や朗読サービス」との回答はありません。

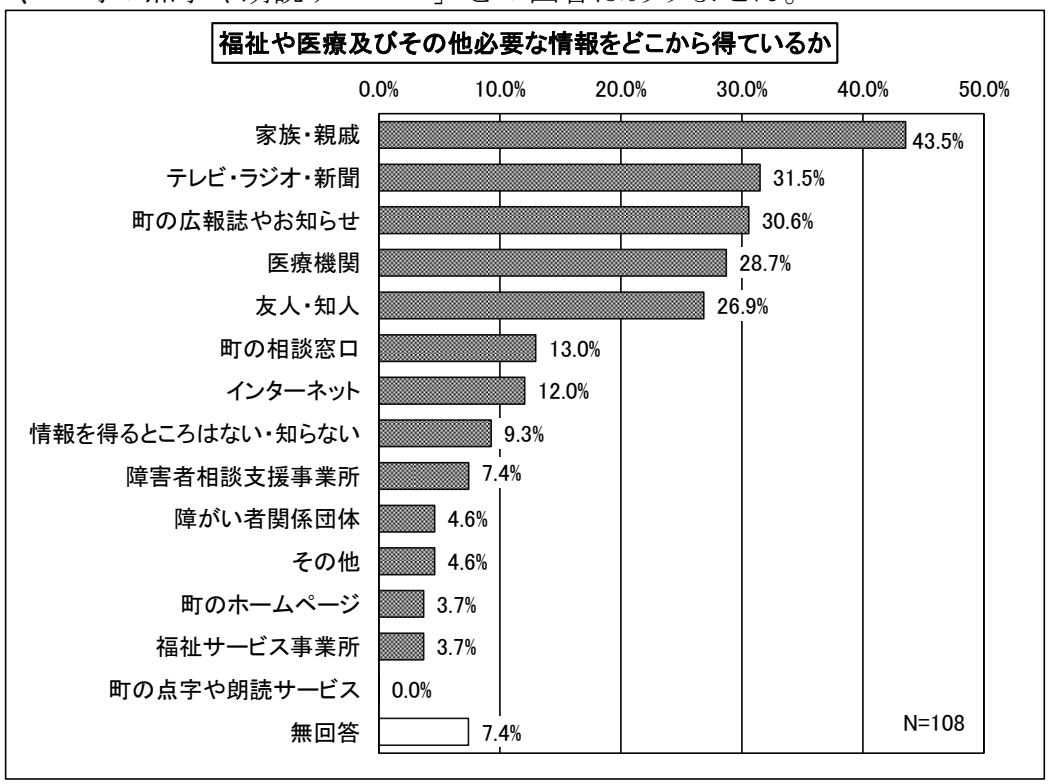

４．外出について

問 17　あなたが外出しやすくなるには、どんなことが必要だと思いますか。

外出しやすくなるために必要だと思うことの第 1 位は「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」の 39.8%、第 2 位は「交通費助成の充実」の 33.3%、第 3 位は「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」の 29.6%、第 4 位は「特に必要なことはない」の 24.1%、第 5 位は「外出先で周りの人が手助けしてくれる」及び「道路や建物が障がいのある人が利用しやすくなっている」が同率の 22.2%等となっています。

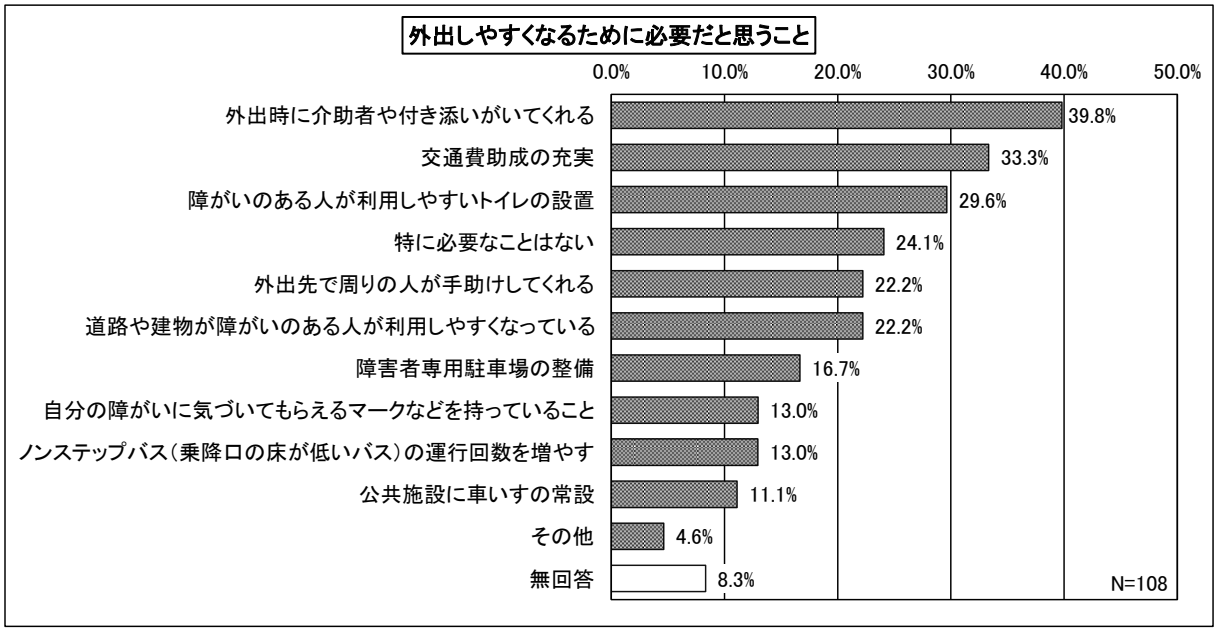

５．住まいについて

問 18　あなたのお住まいの形態をお聞きします。

お住まいの形態をみると、「持ち家（一戸建て）」が 66.7%で最も多く、次いで「その他」の 14.8%、「公営住宅（団地等）」の 7.4%、「借家（アパート・マンション等）」の 4.6%、「借家（一戸建て）」の 3.7%等となっています。

なお、「持ち家（アパート・マンション等）」との回答はありません。

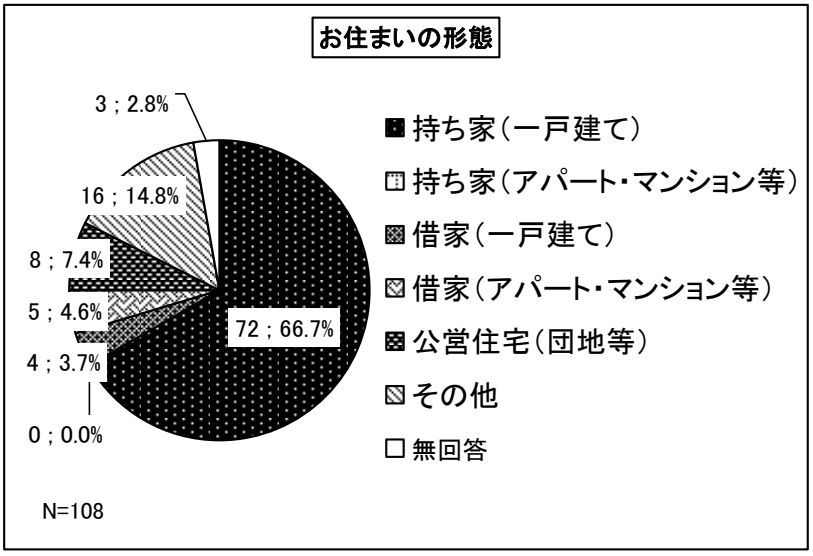

６．サービスの利用について

問 19　あなたは、現在次のサービスを利用していますか。

利用しているサービスの種類の第 1 位は「いずれも利用していない」の 63.0%、第 2 位は「生活介護」の 10.2%、第 3 位は「居宅介護」の 8.3%、第 4 位は「自立訓練（機能訓練）」の 4.6%、第 5 位は「就労継続支援(B 型)」の 3.7%等となっています。

なお、「行動援護」及び「就労移行支援」、「精神ナイトケア」との回答はありません。

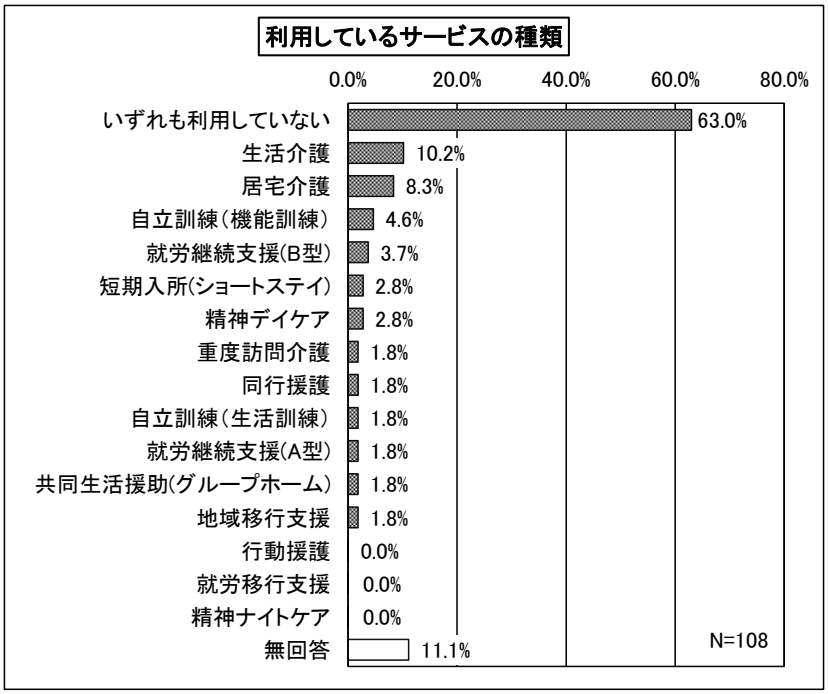

問 20　これまで、サービスを利用して、何か不便なことや困ったことはありましたか。

サービスを利用して、不便なことや困ったことの第 1 位は「利用して特に困ったことはない」の 28.6%、第 2 位は「サービスに満足(まんぞく)している」の 17.9%、第 3 位は「サービスの量(回数、時間)が十分でない」及び「利用者負担があるため利用を制限した」が同率の 14.3%、第 5 位は「利用手続きが大変だった（わかりにくかった）」の 10.7%等となっています。

なお、「サービス担当者の対応が不適切だった」及び「その他」との回答はありません。

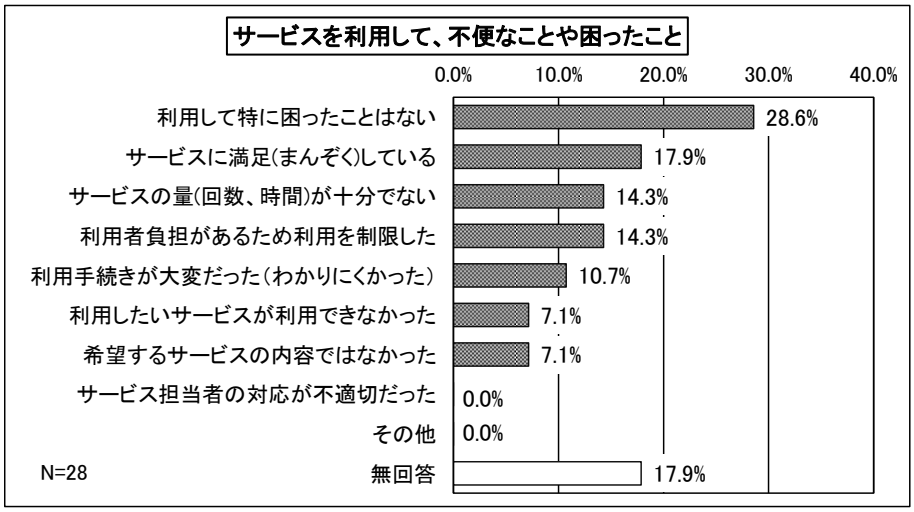

問 21　サービスを利用していないのはどうしてですか。

サービスを利用していない理由の第 1 位は「サービスの利用を必要としていないから」の 60.3%、第 2 位は「家族の支援があるから」の 26.5%、第 3 位は「町内で利用できるサービスがないから」の 14.7%、第 4 位は「サービスの内容がよくわからないから」及び「人と接するのが嫌だから」が同率の 13.2%等となっています。

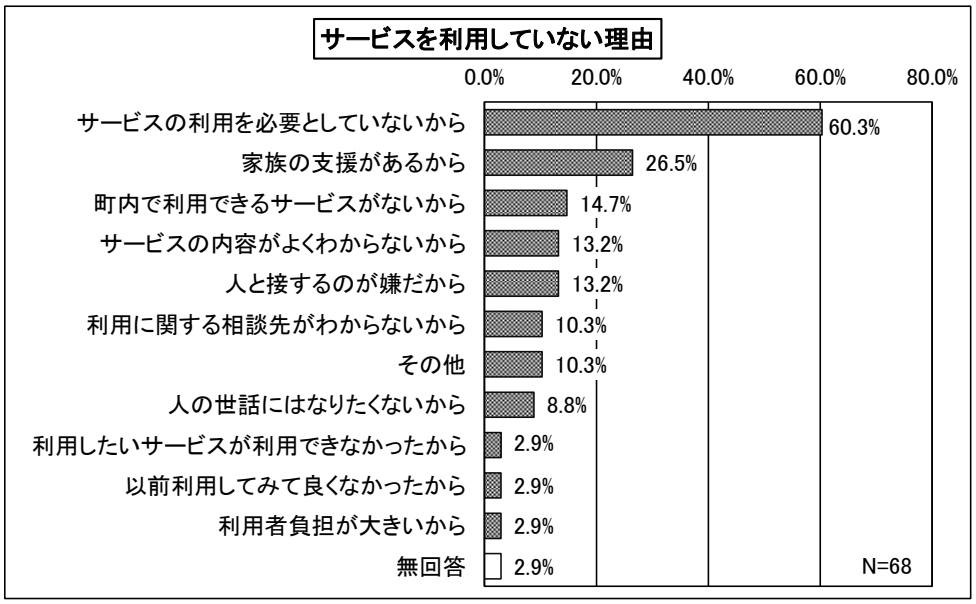

７．就労について

問 22　あなたは、現在働いていますか。

現在、働いているかをみると、「働いている」及び「以前は働いていたが、今は働いていない」が同率の 37.0%で最も多く、次いで「これまで働いたことがない」の 11.1%、「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」の 5.6%となっています。

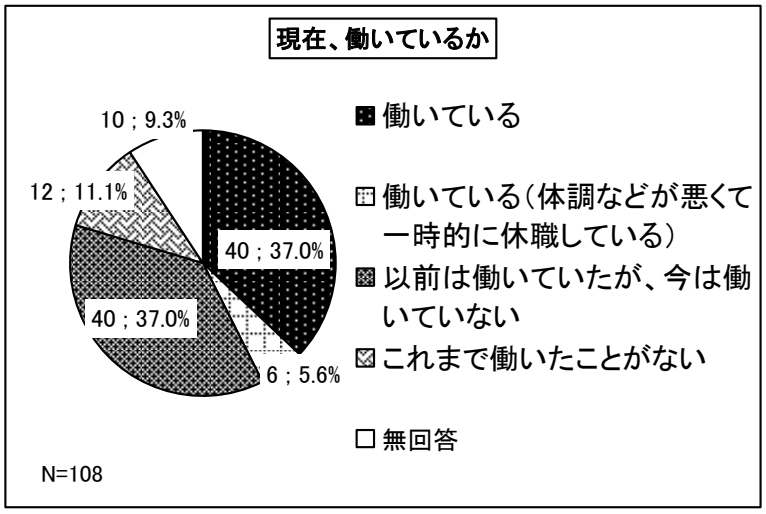

問 23　どのような形態で働いていますか。

どのような勤務形態で働いているかをみると、「自営業をしている・手伝っている」が 47.8%で最も多く、次いで「パート・アルバイトをしている」の 21.7%、「正規職員として働いている」の 8.7%、「就労継続支援事業所に通っている」の 6.5%、「自宅で就労している」の 4.3%等となっています。

なお、「就労移行支援事業所に通っている」との回答はありません。

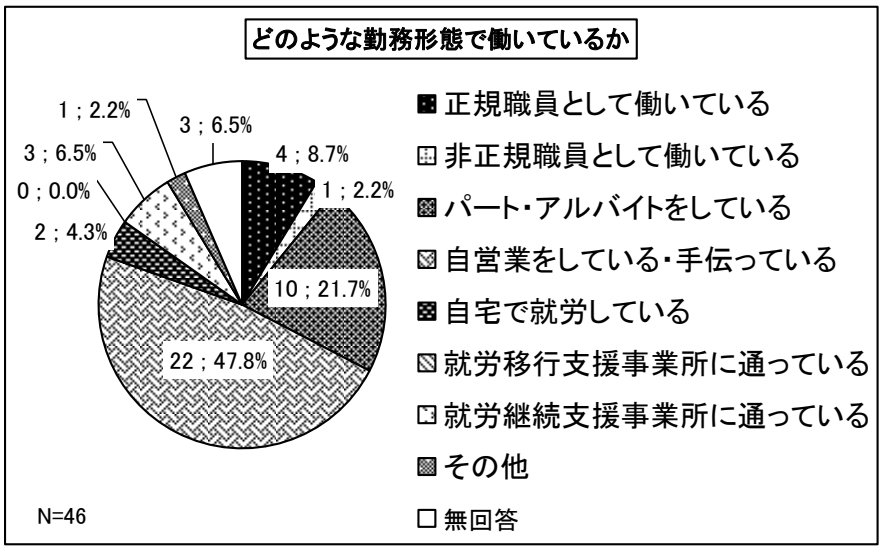

問 24　障がいのある人が仕事をするために、どのようなことが必要だと思いますか。

障がい者が仕事をするために必要だと思うことの第 1 位は「経営者・職場の人が障がいに理解があること」の 53.7%、第 2 位は「障がいにあった仕事内容であること」の 49.1%、第 3 位は「健康状態にあわせた働き方（通院ができる等）ができること」の 37.0%、第 4 位は「障がい者用の設備が整っていること」の 27.8%、第 5 位は「通勤手段が確保されていること」の 24.1%等となっています。

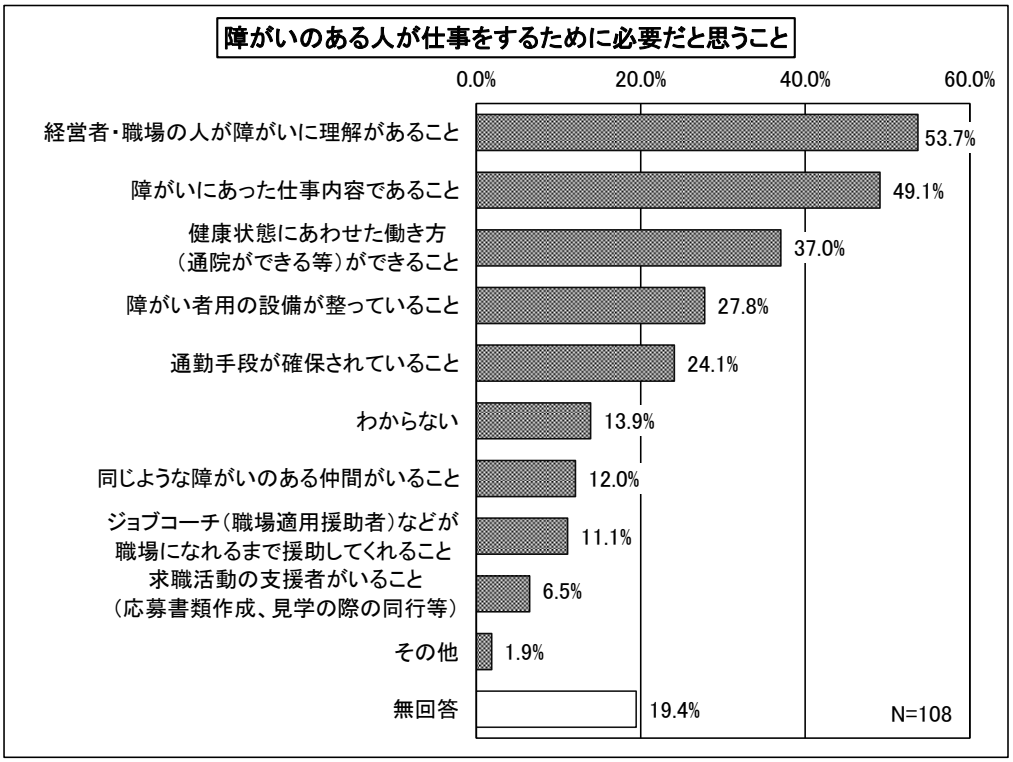

問 25　あなたは竹富町で障がい者就労支援センターがあれば、利用したいと思いますか。

竹富町で障がい者就労支援センターがあれば利用したいと思うかをみると、「わからない」が 44.4%で最も多く、次いで「利用したいと思わない」の 25.0%、「利用したい」の 20.4%となっています。

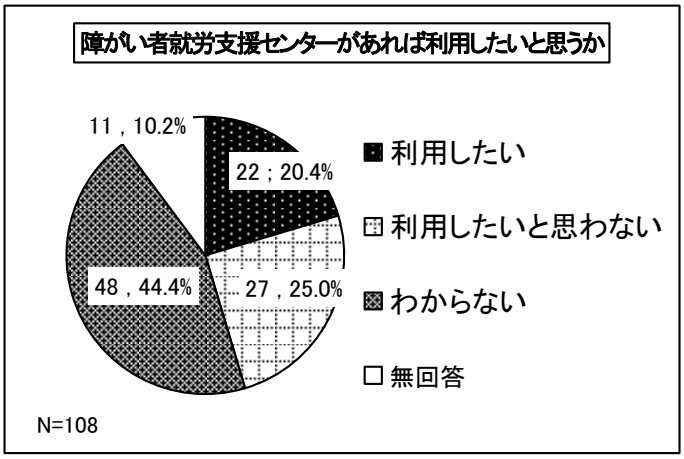

８．権利擁護・虐待について

問 26　あなたは、次の事についてご存じですか。

各制度や権利擁護などの認知度をみると、全ての項目において「名称も内容も知らない」が最も多く、中でも「障害者差別解消法」及び「合理的配慮」がそれぞれ 59.3%、65.7%と過半数を占めています。

一方、「名称も内容も知っている」をみると、「成年後見制度」が 13.0%で各項目の中で最も多く、次いで「日常生活自立支援事業」の 9.3%、「障害者差別解消法」の 3.7%、「合理的配慮」の 1.9%となっています。

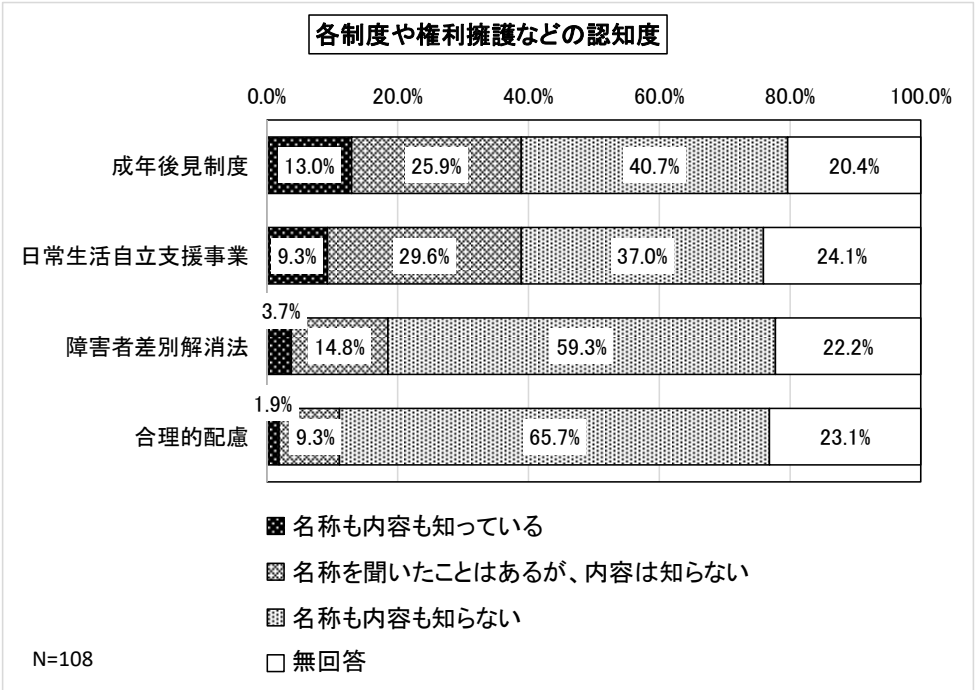

問 27　あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかをみると、「特にない」が 48.1%で最も多く、次いで「ある」の 23.1%、「わからない」の 15.7%となっています。

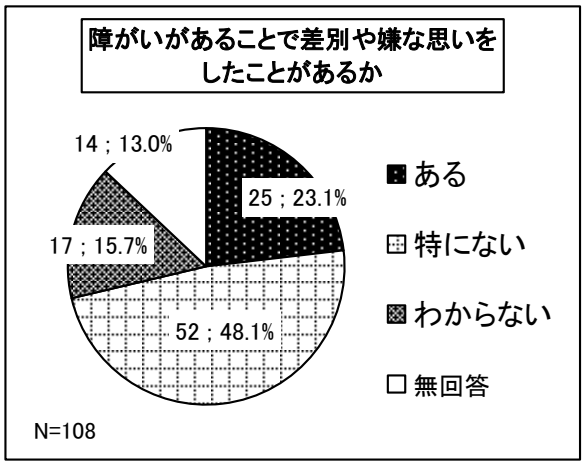

問 28　どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。

どのような場所で、差別や嫌な思いをしたかの第 1 位は「バス・タクシーなどを利用するとき」の 36.0%、第 2 位は「地域の行事や集まりの場」の 32.0%、第 3 位は「職場」の 28.0%、第 4 位は「余暇活動のとき」の 20.0%、第 5 位は「仕事を探すとき」及び「医療機関」、「その他」が同率の 16.0%等となっています。

なお、「選挙の投票所」との回答はありません。

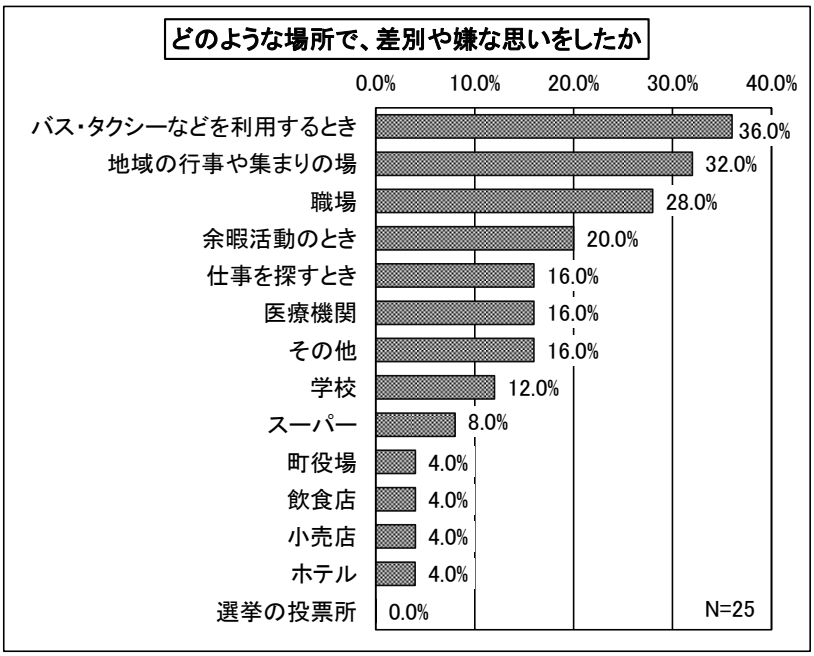

問 29　あなたは、これまでに虐待されたと感じたことはありますか。

虐待されたと感じたことがあるかをみると、「ない」が 67.6%で最も多く、次いで「わからない」の 18.5%、「ある」の 5.6%となっています。

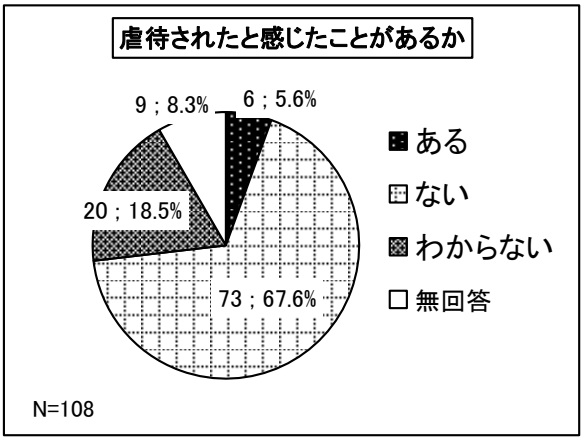

問 30　それは、どのようなものでしたか。

感じたことのある虐待の種類の第 1 位は「心理的虐待」の 50.0%、第 2 位は「身体的虐待」及び「経済的虐待」が同率の 33.3%、第 4 位は「ネグレクト」の 16.7%となっています。

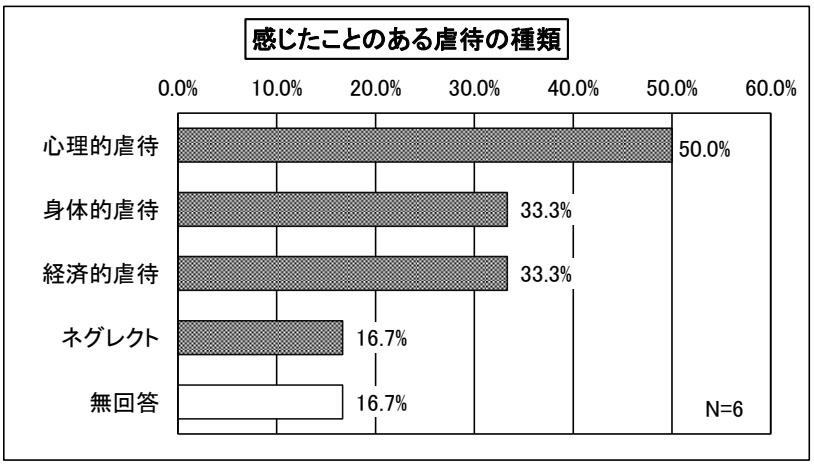

問 31　誰から虐待されたと感じましたか。

誰から虐待されたと感じたかの第 1 位は「家族や親族」の 100.0%、第 2 位は「福祉サービス事業所の職員」及び「その他」が同率の 16.7%となっています。

なお、「勤め先の経営者」との回答はありません。

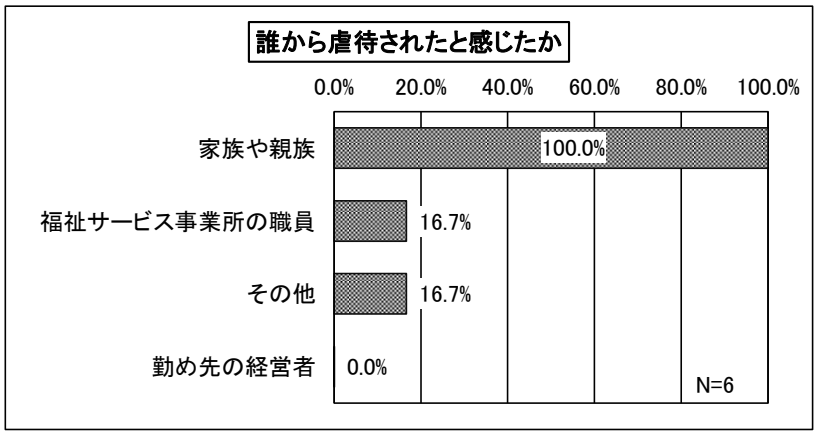

問 32　虐待されたと感じた時に誰かに相談しましたか。

虐待されたと感じた時に誰かに相談したかをみると、「相談したいと思ったができなかった」が 50.0%で最も多く、次いで「相談した」及び「相談しなかった」、「その他」が同率の 16.7%となっています。

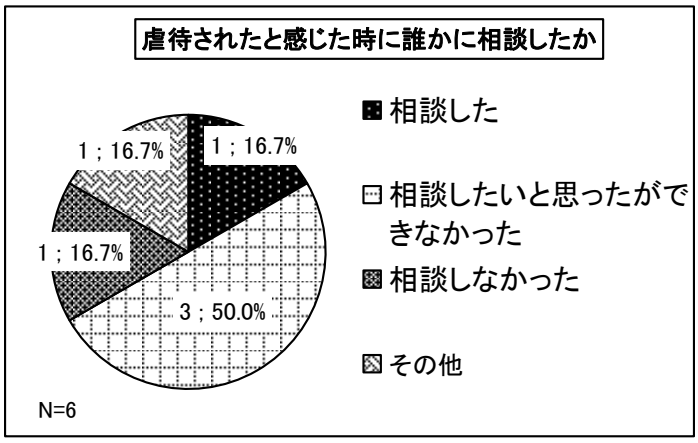

９．地域のこと・暮らしについて

問 33　あなたは、隣近所や地域の人とはどのようなつきあい方をしていますか。

隣近所や地域の人とはどのようなつきあい方をしているかの第 1 位は「時々話をする」の 57.4%、第 2 位は「あいさつをする程度」の 44.4%、第 3 位は「一緒に地域の行事や活動に参加する」の 41.7%、第 4 位は「お互いの家を訪問する」の 18.5%、第 5 位は「一緒に外出したり遊んだりする」の 17.6%等となっています。

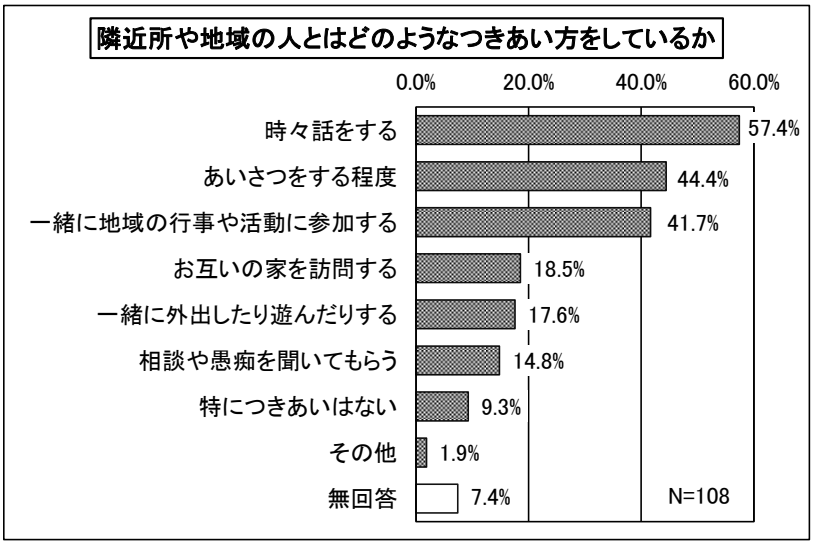

問 34　最近１年間、あなたは、地域の行事や活動に参加しましたか。

最近 1 年間、地域の行事や活動に参加したかの第 1 位は「地域の行事やイベント」の 47.2%、第 2 位は「いずれも参加していない」の 36.1%、第 3 位は「学校や保育所等の行事」の 20.4%、第 4 位は「自治会活動」の 16.7%、第 5 位は「町の行事やイベント」の 15.7%等となっています。

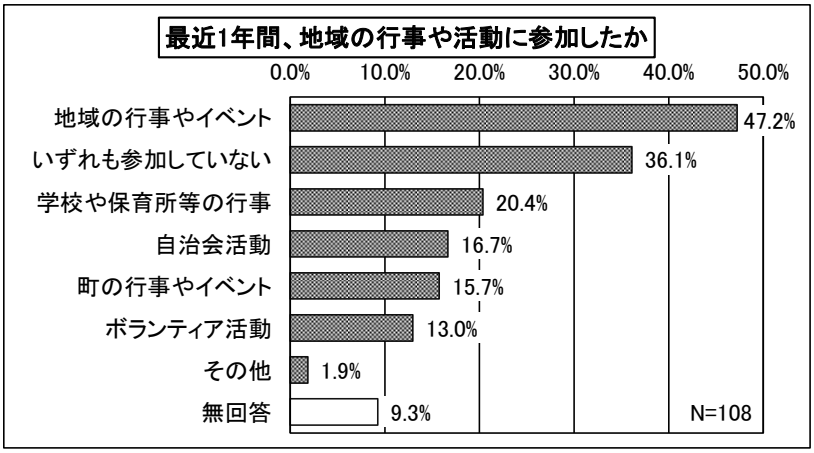

問 35　今後、あなたは、どのような行事や活動に参加したいですか。

今後、どのような地域の行事や活動に参加したいかの第 1 位は「地域の行事やイベント」の 50.0%、第 2 位は「いずれも参加したいと思わない」の 25.9%、第 3 位は「学校や保育所等の行事」の 23.2%、第 4 位は「町の行事やイベント」の 22.2%、第 5 位は「ボランティア活動」の 18.5%等となっています。

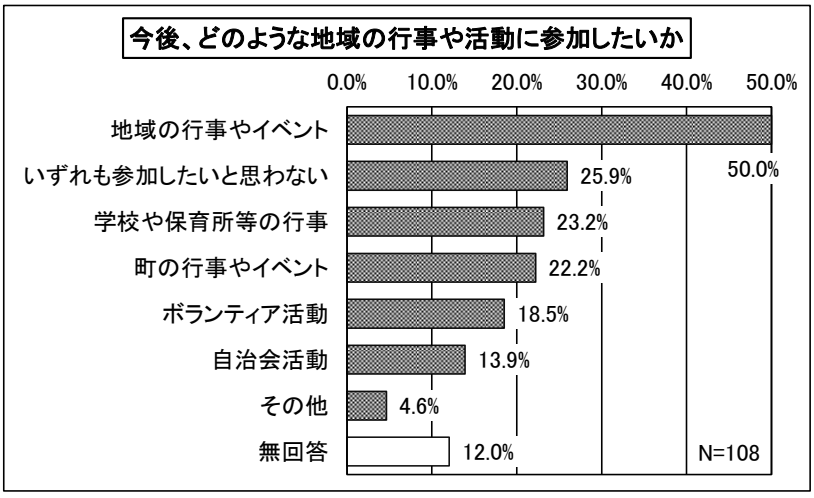

問 36　いずれも参加したいと思わないのは、どうしてですか。

地域の行事や活動に参加したいと思わない理由の第 1 位は「人とコミュニケーションがうまく取れない」の 32.1%、第 2 位は「関心がない」の 28.6%、第 3 位は「会場に行くことが困難」の 21.4%、第 4 位は「その他」の 17.9%、第 5 位は「時間の余裕がない」の 14.3%等となっています。

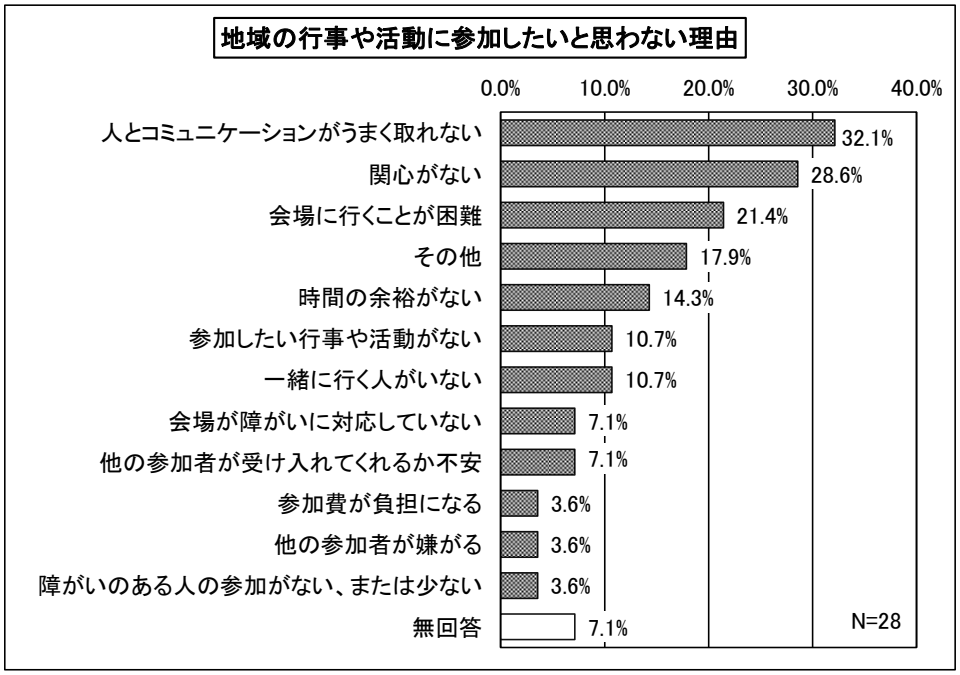

問 37　あなたは、障がい者にとって、竹富町は暮らしやすいところだと思いますか。

障がい者にとって、竹富町は暮らしやすいところだと思うかをみると、「思う」が 28.7%で最も多く、次いで「わからない」の 27.8%、「あまり思わない」の 17.6%、「思わない」の 16.7%となっています。

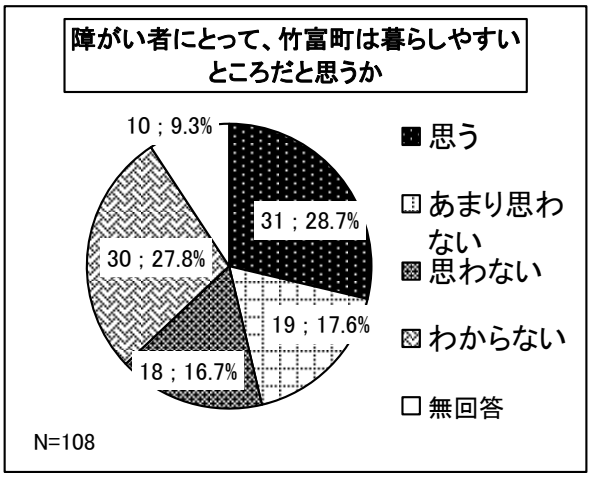

問 38　あなたは、３年前と比べて障がいのある人に対する、地域の理解・認識は深まっていると思いますか。

3 年前と比べて障がい者に対する、地域の理解・認識は深まっていると思うかをみると、「何も変わらない」が 46.3%で最も多く、次いで「深まっていると思う」の 25.9%、「その他」の 12.0%、「低くなっていると思う」の 1.9%となっています。

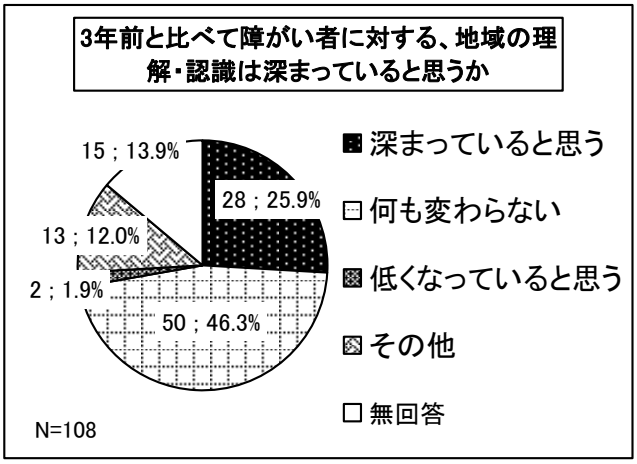

問 39　あなたは、竹富町でインクルーシブ教育を推進する必要があると思いますか。

竹富町でインクルーシブ教育を推進する必要があると思うかをみると、「思う」が 46.3%で最も多く、次いで「どちらともいえない」の 33.3%、「思わない」の 0.9%となっています。

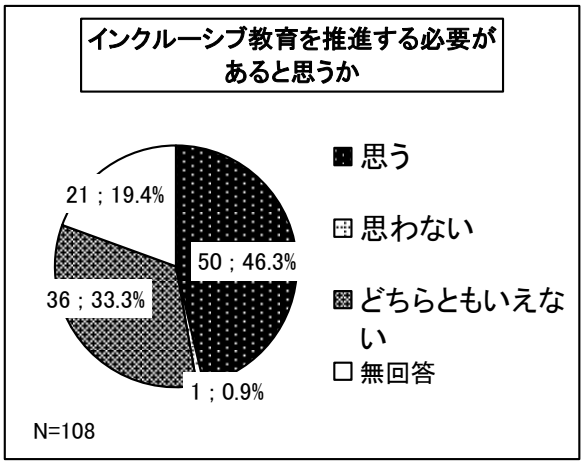

問 40　あなたが、暮らしやすくなるために、特に早めに取り組んでほしいことはどのようなことですか。

暮らしやすくなるために、特に早めに取り組んでほしいことの第 1 位は「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」の 29.6%、第 2 位は「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」の 24.1%、第 3 位は「バリアフリーをもっと進めてほしい」の 22.2%、第 4 位は「障がい者に対する地域の理解を深めてほしい」及び「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が同率の 16.7%等となっています。

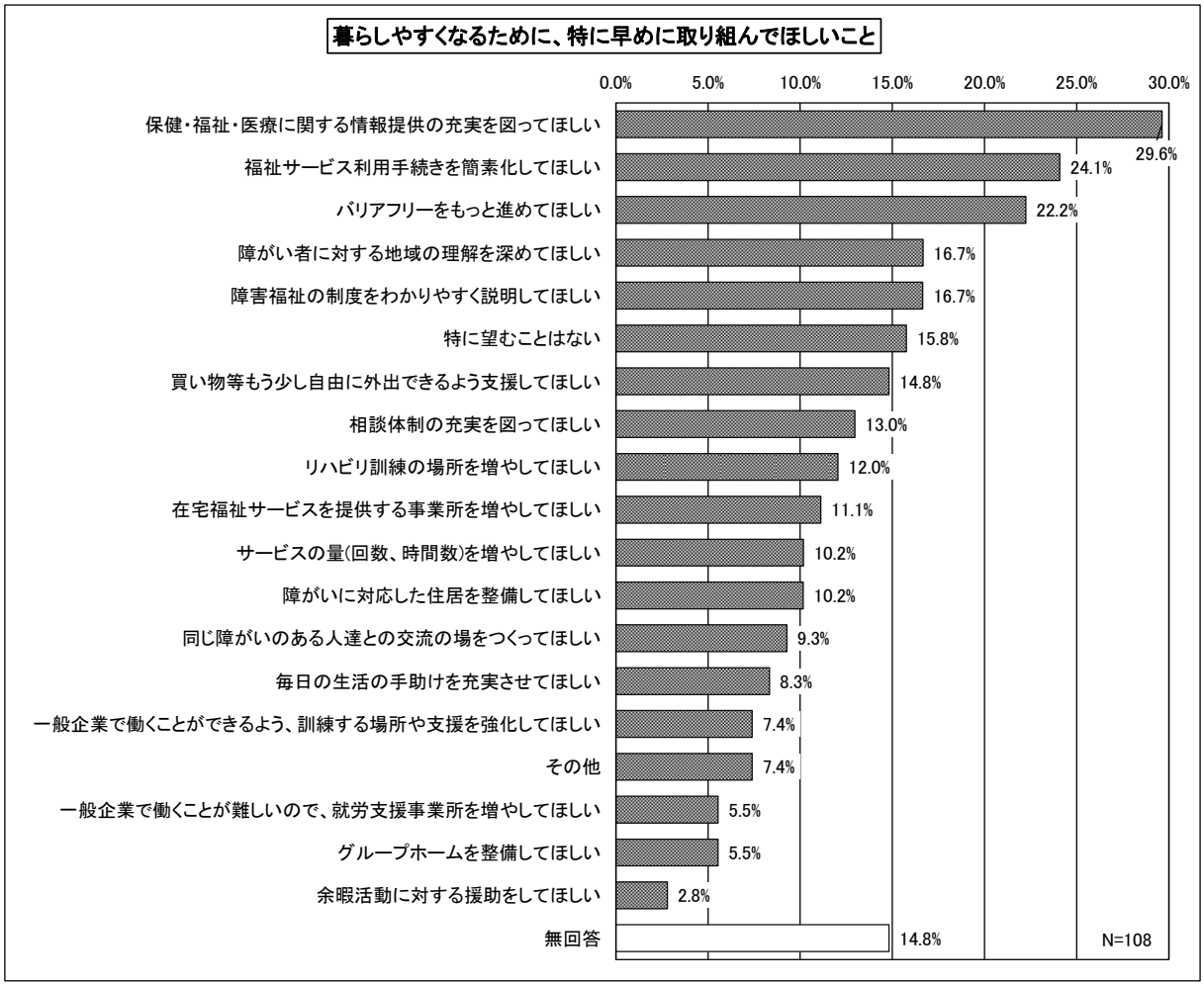

問 41　あなたは、５年前と比べて、竹富町の障がいのある人に対する福祉・教育・雇用・まちづくりなどの施策は進んでいると思いますか。

5 年前と比べて、竹富町の障がい者に対する福祉・教育・雇用・まちづくりの施策は進んでいると思うかをみると、「わからない」が 52.8%で最も多く、次いで「ある程度進んでいると思う」の 18.5%、「進んでいないと思う」の 13.9%、「かなり進んでいると思う」の 1.9%となっています。

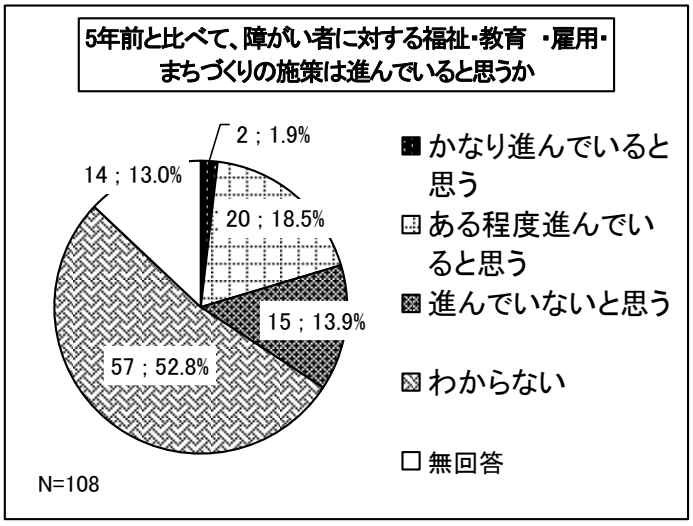

２　竹富町障がい福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要綱

○竹富町障がい福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要綱

平成19年２月14日訓令第１号

改正

平成20年12月４日訓令第10号
平成31年１月15日訓令第２号

竹富町障がい福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要綱（設置）

第１条　障がい者の実情に即した保健・福祉サービスが一体的に提供できる計画策定を目的として、竹富町障がい福祉計画・障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、障がい福祉計画・障がい者計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行うものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員10名以内で構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱または任命する。

（１）　各種団体の代表

（２）　保健・福祉関係者

（３）　町の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条の任務が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、必要に応じて会長が召集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（委員以外の出席）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附　則

この訓令は、平成19年２月14日から施行する。

附　則（平成20年12月４日訓令第10号）

この訓令は、平成20年12月４日から施行する。

附　則（平成31年１月15日訓令第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

３　竹富町障がい者計画及び第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画策定委員会名簿

	委員名	所属機関	備考
1	津嘉山　航	株式会社ゆにばいしがき　代表取締役	会長
2	河合　正憲	竹富町民生委員・児童委員協議会 （主任児童委員）	
3	大石　清美	竹富町民生員（小浜地区）	
4	大底　京子	竹富町民生員（黒島地区）	
5	前盛　栄子	竹富町民生員（波照間地区）	
6	玉城　正博	八重山福祉事務所福祉班長	
7	東迎　正則	竹富町社会福祉協議会事務局長	副会長
8	横目　信子	八重山保健所地域保健班長	
9	大浜　譲	竹富町教育委員会教育課長	
10	岸上　奈実子	健康づくり課保健予防課係長(保健師)	

竹富町障がい者計画及び第６期障がい福祉計画
・第２期障がい児福祉計画

令和３年３月
【編集・発行】
竹富町　福祉支援課

〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1
TEL：(0980) 82-6191（代）
FAX：(0980) 82-6199